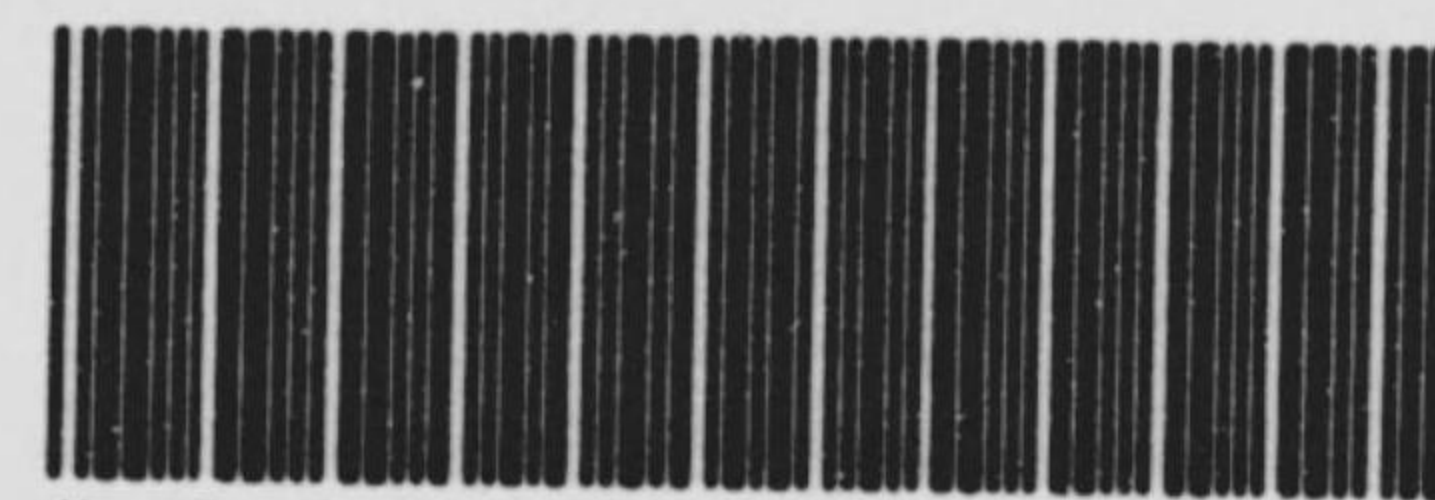


332.72  
Ta 25

新西蘭の經濟概況

台湾銀行東京調査部編



\*0022910000\*

0022910-000

332.72-Ta25ウ

新西蘭の經濟概況

台湾銀行東京調査部

昭和17

ADC





933  
411

昭和十七年十月

新西蘭の經濟概況

臺灣銀行東京調査部





332.72

7A 25

新西蘭の經濟概況





933  
411

(E)

序

新西蘭と日本とは北半球と南半球との差こそあれ、兩國は氣候地勢其他酷似して居ると謂れてゐる、濠洲が風前の燈であると同様に新西蘭も忠誠勇武なる皇軍の前には鎧袖一觸の現狀である。

本稿は先般當部に於て濠洲の金融並に産業概要を調査するに當り、全國と不可分の關係にある、新西蘭の經濟概況調査の必要なるを痛感し急遽取纏めたるものにて内容其他検討を要する點多々あるも不取敢印刷に附し御参考に供することゝした。各位の好意ある御注言を切望する次第である。尙本稿の取纏は部員松川朝睦の擔當する所である。

昭和十七年十月

臺灣銀行調査部



目次

第一章 一般事情.....一

第一節 位置及面積.....一

第二節 地勢.....三

    一、概觀 二、河川及湖水 三、港灣

第三節 氣候及歷史.....四

    一、氣候 二、歷史

第四節 人口及都邑.....六

    一、人口 二、都邑

第五節 交通.....八

    一、道路及水運 二、鐵道 三、航空 四、海運

第二章 產業.....三

第一節 新西蘭最近ノ産業情勢.....三

第二節 産業構成.....四

第三節 各説.....五



一、牧畜及酪農業	二五
I 羊	二六
1. 牧羊業	二六
2. 種類	二六
3. 羊毛生産高	二六
4. 羊毛事情	二六
II 牛	二二
1. 牧牛業	二二
2. 冷凍肉	二二
3. 酪農業	二二
III 豚	二六
二、農    業	二六
1. 小麥及小麥粉	二六
2. 燕麥	二六
3. 大麥	二六
4. 亞麻栽培官營創始	二六
三、鑛    業	三三
1. 概説	三三
2. 各説	三三
四、林    業	三五
五、水    産	三五
六、製造工業	三七
第三章 貿    易	三九
第一節 輸    出	四〇
第二節 輸    入	四〇
第三節 最近の食糧輸出狀況	四〇

第四章 財 政、金融及經濟	四四
第一節 財    政	四六
第二節 金    融	四六
一、新西蘭の金融史	四六
二、新西蘭準備銀行	四七
三、新西蘭銀行	六一
四、新西蘭ナショナル銀行	六一
五、其他の商業銀行	六二
六、保    險    業	六三
七、通    貨	六四
第三節 經濟、其他	六六
一、新西蘭の經濟事情	六六
二、新西蘭市場の特殊性	六七
三、戰時下のニュージールランド	六八
四、新西蘭の電力問題	六七







オ イ ク ラ ン ド 諸 島	二三四平方哩
キ ヤ ン ペ ル 諸 島	四四〇
ア ン ト ワ ル 諸 島	二四〇
バ ン テ イ ズ 諸 島	〇、五〇
ス ト ン グ ラ ン ド 諸 島	〇、五〇
計	三〇七〇

其他併合せられたる諸島面積

島名	面積
イ、カーマデック諸島 (Kermadec Is.) (一八八七年併合せらる)	一三三平方哩
ロ、クック諸島 (Cook Is.) (一九〇一年併合せらる)	八四〇
ラロトンガ島、マンガイア島、アチウ島、アイチエタキ島、マウケ(パリー)島、タクテア島、ミチアロ島、マヌーエー	
及テオオチエ島(ハーヴェイ諸島)等を包含する	四〇
ハ、トケラウ諸島 (Tokelau Is.) (一九二五年併合せらる)	一一五
ニ、其他(一九〇一年ニ併合せられたるもの)	
ナイウエ島(サウエジ島)、ラカハンカ島(レアソン島)、	
バーストン島(アバラウ島)、ブカブカ島(デーンジャ	
島)、ベンリン島(トンガレヴァー島)、スワロー島(アンカ	
レジ島)、マニヒキ島(ハンフリー島)、ナツソー島等を包	
含する	
計	二一六〇

其他領域としては舊獨逸領である西部サモア(面積一、二三三平方哩)を其の委任統治領となし、ナウル島を英本國政府及濠洲聯邦政府と共に共同委任統治領となしてゐる。又南氷洋に位するロス扇形地區は一八八七年の英國植民地令に基き一九二三年七月三十日附を以て英本國勅令により英國植民地としてロス屬領と命名されたるものにして新西蘭總督はロス屬領知事として行政權を賦與されてゐる。

註 トケラウ諸島(別名ユニオン諸島とも稱する)は一九二五年十一月四日以後ギルバート及エリス諸島植民地より除外せられ、新西蘭總督の統治下に置かれたが、現在右權限は西部サモア長官に委任されてゐる。

第二節 地 勢

一、概 観

新西蘭地勢の特質は山地性にあり、それは特に南島に於て著しいものがある。即ち峻嶒な南方アルプスが海岸線に沿つて走り、其の最高たるクック山は海拔三千七百六十八米に達し、峨々たる連峯の兩側は氷河に被はれ、フランツジョセフ氷河の如きは海拔二百米迄流下すると言はれる。南方アルプスは島の西側に偏在し、西南部は直に海に迫つてフニールドの峽灣を呈し、其の北部には狭長な海岸平野が見られる。東側にはカンタブリー平原及ダウランドの丘陵地があり、其處に火山性のパンタス半島が突出し、最南部にはオタゴの侵蝕高原がある。

北島に於ては新西蘭アルプスの延長が東方山脈として出現してをるが、南島に比して高峯なく、山麓丘陵が東岸一帯に横まり、ホークス灣に至つて中絶してゐる。此の山地の西に接シタウボ湖を中心としてブアブウ火山等を包括する火山地帯があり、ブレンティ灣岸迄延びてゐる。ロトルア湖附近は間歇温泉が多く著名である。更に西方にはエグモント火山が聳立してゐる。火山地域の南にはウエリントン平原があり、西北には概して平坦なオー克蘭ド半島が



突出してゐる。

## 二、河川及湖水

新西蘭は河川に富んでゐる。何れも短く且つ流れが急なる爲に航行には適しないが水力電氣の發電用として極めて重要である。現在では北島のワイカト河マンガハオ河及南島ワイタキ河が發電に利用されてゐる。湖水も又發電用として重要な價値を有し、北島南島何れに於ても高地に存在するために交通用としては不適當である。主要なる湖水は南島にはコールリツヂ湖、ブカキ湖、テカボ湖があり、北島にはワイカレ湖、タウボ湖等がある。

## 三、港

新西蘭は良港に恵まれず、北島に於てはオークランドとウエリントンが商業用として唯一の港灣である。

北オークランド半島の東岸には若干の深い良港があるが、周囲の地方が比較的未開である爲に現在では經濟的にさして重要ではない。南島に於てはリットルトン、オタゴ州ブラフ等の良港があるが何れも浚渫や防波堤を施した築港である。

## 第三節 氣候及歴史

### 一、氣候

概して温暖で氣温の較差もさして大でなく、西北ヨーロッパに類似してゐる。西風が周年卓越するために西斜面には降雨量多く、東斜面は少である。北島は冬季降雨量多く地中海性である事は注目に價する。オークランドの平均氣温は五八度、ウエリントン五五度、ダネーディン五一度にして一九三四年ウエリントンに於ける最の氣温大の開きは夏季酷暑の日の八三度六分より冬季嚴寒の三一度九分に至る五一度七分であつた。一九三四年に於ける降雨量の差は

中部オタゴの一六吋、カンタブリー東海岸の二一吋より南島海岸のフィオールド式海岸地方に於ける二六六吋並にホーク灣東海岸の二三吋よりタラナキ海岸の七九吋及北島中央山脈地方の一三三吋に至るものであつた。

### 二、歴史

ニュー・ジールランドはこの一世紀前から大英帝國の領地となつたが今から恰度三百年前西歴一六四二年に和蘭東印度會社のアベル・タスマンが始めて發見し、オランダ本國のジールランド縣に因んでニュー・ジールランドと命名され單に和蘭人の誇を發表したに過ぎないのである。然し土民の妨害により遂に足場を作ることを得ず唯だ發見して空しく引揚げざるを得なかつた。其後一七九二年には英人探検家ゼームス・クック大尉が上陸に成功し剩へ海岸を踏査して海岸全線の地圖を作成した。引續き捕鯨者や商人が濠洲東南岸より少しづつ移住し來り、又脱走船員及び囚人なども流れ込んで來てオークランド等に英人町が形成された。

一八一四年サムエル・マースデンによりアングリカン派の教團が設立されたのに始まり、一八二二年ウエスレヤン派教團、一八三七年カトリック教團が設立された。

之等の傳道事業は一八二〇—二八年マオリ人の大叛亂により中絶されたが一八四〇年ウエータンジ和約が締結され、酋長達はイギリスの主權を認め翌年より獨立の直轄植民地となつた。その後マオリ人は同條約に反對して屢々叛亂を起したが、當時より英國人は彼等の得意の謀略戰術を用ひて土民各派の離間策を講じ剩へ双方へ新兵器彈藥等を賣込んで骨肉相食む大殺戮戰を起さしめた上箇別擊破を行つて、一八四〇年土民との間にウエータンジ條約を締結して領土權を完全に奪ひ取つたのである。土民のマオリ族も原住民ではなく今より五、六百年前赤道方面から移住したる食人人種であつて、之等が先住民たるモリオリ族を殆ど殲滅したと云ふ因縁がある。モリオリ族は今より約十年前に最後の生存者が死んだため完全に姿を消したのであるが、之に代つたマオリ族も今では出身地分明せず、獨り新西



蘭を以て唯一の郷土としてゐる。

ウエータンジ條約の締結後もマオリ族は二回に亘り英人に反抗したが遂に一八七一年の大討伐を受けてからは完全に再興の意志を喪失し、今では米國のインディアンの如く旅客誘致の材料でしかなくなつたのである。

第四節 人口及都邑

一、人口

一九三六年三月二十四日施行の新西蘭第十九回一般國勢調査に依れば、新西蘭本土總人口は百五十七萬三千八百八十人にして、屬領諸島を加へると百六十四萬七千二百七十八人となる。其の密度は一平方斤に六人の割合である。而して其の大部分は英國人にして原住民たるマオリ族は僅に八萬四千餘人を占むるに過ぎない。島嶼別人口を見るに次の如くである。

島嶼別人口 (國勢調に在據る)

島別	一九二一年	一九二六年	一九三六年
北島及隣接島嶼	七九一、九一八	八九二、六七九	一、〇一八、〇三六
南島及隣接島嶼	四七八、六九三	五一四、二六五	五五四、四五五
スチユワード島及隣接島嶼	五九八	六三三	六一七
チャータム諸島及隣接島嶼	四五五	五六二	七〇二
小計	一、二七一、六六三	一、四〇八、一三九	一、五七三、八一〇
カークマデック諸島	—	—	—
一九〇二年に併せられた處の諸島並に其他の諸島	一三、二〇九	一三、八七七	一六、三五〇

トケラウ諸島	委任統治領	計
西部	三六、三四三	一、〇三三
サモア	四〇、二二九	一、一七〇
委任統治領	一、四六三、二七八	五五、九四六
合	一、三三二、二二六	一、六四七、二七八

最近に於ける平均死亡率を見るに千人に付九・一人にして其の出生率は一七・三人の割合である。一九三四年に於ける出生率は千人に付一六・五人にして死亡率は八・五人の割合を示し、新西蘭に於ける幼児の死亡率は世界最低を示してゐる。蓋し之は氣候の良好なる事、民族の生存力の大なる事、大企業の比較的存在せざる事立法上及教育上の施設の完備しをる事等が原因をなすものであらう。

二、都邑

新西蘭はオークランド(北島北部)、タラナキ(Taranaki) (同西部)、ホークスベイ(Hawkes Bay) (同東部)、ウエリントン(同中南部)、ネルソン(南島北部西岸)、マールボロー(Marlborough) (同東岸)、ウエストランド(同中部西岸)、カクタプリー(同東岸)、オタゴ等の州(Province)に分れてゐるが其の大部分は開拓の初期に各地に分立した個別的な行政機關が夫々地方を治めたことに由来してゐるが、自然的にも比較的明確に限られてゐる。然し乍ら今日に於ては州なる名稱は公に用ひられず公文には郡が用ひられてゐる。一九三九年四月一日現在に於ける主要都市別人口は次の如くである。

- (イ) オークランド(人口二二一、五〇〇人)は新西蘭に於ける最大都市にしてワイテマータ港(Waitemata)の南岸に位し、背後にはオネフンガ(Onehunga)の副港を有し、ウエリントン間に通ずる北島幹線鐵道の起點に當り、新西蘭の北端に位する。
- 金、ゴム、畜産品の輸出が多い。



- (ロ) ウェリントン(人口一五七、九〇〇人) 首都、北島の最南端に位シクツク海峡に臨む港市にして、酪製品、羊毛、肉類を多く輸出する。又捕鯨船の根據地にして我領事館がある。
  - (ハ) クライストチャーチ(人口一三五、四〇〇人)は南島第一の都市にしてカンタブリー平野の中心をなしてゐる。
  - (ニ) ダニディン(人口八二、八〇〇人)は商業上の中心をなし燕麥の産に於ては新西蘭第一である。
  - (ホ) インヴァーカールギル(人口二六、五〇〇人)は南島南部平野の中心をなし、其の外港ザブラフ The Bluff は數軒の距離にある。
  - (ヘ) ワンガヌイ(人口二六、一〇〇人)
  - (ト) パーマーストーン(人口二五、三〇〇人)
  - (チ) ハミルトン(人口二〇、八〇〇人)はワイカト河の舟運の終點にして、農業及酪農地域の商業上の中心である。
  - (リ) ナビア(人口一九、四〇〇人)
  - (ヌ) テイマル(人口一九、三〇〇人)
  - (ル) ニュープリマス(人口一九、三〇〇人)タラナキ州酪農地の中心をなし、港を兼ねてゐる。
  - (ワ) ヘイステング(人口一八、九〇〇人)
  - (カ) ジスポーン(人口一六、三〇〇人)
  - ネルソン(人口一四、〇〇〇人)
- 但右は推定人口である。

第五節 交通

一、道路 及 水運

ニュージーランドは山岳地帯が多く沿岸航路は拓け道路も極めて發達してゐる。總延長は昭和十三年度には二二一、〇〇〇軒に達しその内舗装道路は八四、〇〇〇軒あり自動車数は昭和十四年度現在の登録数は次の通りであつて乗用車のみを見ても人口七人に對し一臺の割合である。

乗用車	二一八、〇〇〇臺
バス	九〇〇臺
貨物自動車	五二、〇〇〇臺
牽引車 其他	一四、〇〇〇臺
自動自轉車	二一、〇〇〇臺

従つて自動車の利用が多く此の點鐵道に及ばず影響も又大である。尙水運は大河鈔き上に流速が早いため殆ど見るべきものがなし。

二、鐵道

鐵道の總延長は五、三四三軒である。その内北島の縱貫幹線及び支線二、三九七軒、カイフ線三八軒、ギスポーン線九〇軒、南島にあるのは縱貫線及び支線二、五六六軒、ウエストポート線五八軒、ネルソン線一〇三軒及びビクトン線九〇軒である。軌條は主に三、五呎平底軌條、軌間は三呎六吋枕木には濠洲産チャラー材と現地産松材を用ひてゐる。従業員数は昭和十四年度二四、三四二人であつた。

車輛機は關車五七二輛、客車一、五二七輛及び貨車二八、四〇一輛其の内、特殊車輛は次の通りである。

馬 運 車 二六〇輛



牛運車 六九〇輛  
 羊運車 二、七二一  
 冷蔵車 九八一  
 低温貨車 八九一

昭和十四年度に於ける輸送數量は旅客三三、二六五、〇〇〇人、貨物七、五三九、〇〇〇噸であつた。主要貨物輸送數量は(昭和十三年実績)

石炭 一、七四三、〇〇〇噸 (二三、四〇%)  
 肥料 八七四、〇〇〇 (二一、一八%)  
 家畜 六二一、〇〇〇 (八、二四%)  
 木材 五五二、〇〇〇 (七、六八%)  
 肉類 二六二、〇〇〇 (三、四八%)  
 パター・チーズ 二二〇、〇〇〇 (二、七九%)

三、航空

航空輸送も國內は勿論國外との連絡も發達してゐる。對外空路としてはパゴパゴ・オーランド線の汎米航空に依りて本土と連絡し、タスマン航空のシドニー・オーランド線に依りて英國航空路線と連絡してゐる。

國內航空にはエヤー・トラベル社、クック海峡航空、ユエオン航空、イースト・コースト航空の四社あり。尙國內短距離用としては所謂空中タクシーがある。此等は物品の戸別配達並に旅客の短距離輸送に従事してゐる。以上の外に各地に飛行クラブがあり、その會員數は三、六九〇人その内飛行家は九四八人、所有飛行機は六五機あり、更に個

人所有の飛行機も一〇七機ある。但し歐洲戰爭(昭和十四年九月)か勃發するや、飛行クラブ及個人の飛行機は全部徴發せられ、一方商業航空も著しく制限されるに至つた。

四、海運

海運は四面海に圍まれた國だけに非常に盛んなるも新西蘭籍船の隻數は昭和十四年末には次の通りであつた。

帆船 四八隻 四、二八八噸  
 汽船 一五五隻 七六、九〇五噸  
 モーター船 三〇一隻 一九、九二六噸  
 計 五〇四隻 一〇一、一一九噸

昭和十三年度に於ける沿岸航路を除く各港出入船舶總計並に米英系の出入隻數を示せば次の通りである。

	入港		出港	
	隻數	噸數	隻數	噸數
總計	六六〇	三、〇八四、七〇五	六五六	三、一〇二、〇五七
濠洲船	三〇八	一、三五八、六三〇	三三三	一、四一二、五一九
英國船	八九	六〇〇、〇八八	一二一	七八四、六八三
日本國船	四八	三一七、四一二	四八	三四〇、八五〇
小計	四四五	二、二七六、一三〇	五〇二	二、五三八、〇五二



第二章 産業

第一節 新西蘭最近の産業勢

新西蘭最近の産業情勢を概観するに、一九三五年末労働黨内閣が成立するに及んで、當領は政治上に於ては勿論たるが經濟産業にも一大變革を來すに至つた。即ち其の多年の主張である廣汎なる社會政策の實施に着手したる結果、労働階級の福利及購買力の増進と共に産業界は顯著なる發展を遂げ、一九三六—三七年に於ては産業別分野は記録的發展を示した。然し乍ら右は稍行過ぎの感があり、政府は之が對策として、一九三七—三八年に入りに、産業各部内の整理、合理化に務めたが、労働黨政府三ヶ年の施政に於ける過度の労働者保護又は其の地位の増進其の反面としての産業及資本界に對する壓迫は必然的に反對黨である國民黨の反對氣運を醸成し兩者の間に摩擦を生ずるに至つて、當局の産業施設の擴充にも拘らず、漸く産業界は萎靡の傾向を見るに至つた。一九三八年十一月の總選舉に労働黨は再び政權を把握し愈々其の地歩を固めるに至つた。而して其の第一に採れる手段は同年十二月五日付總督令を以て公布したる輸出管理令、輸入制限令及新西蘭準備銀行券の兌換停止に關する大藏省告示である。即ち財界に於ては政府が大規模の公共事業の繼續實施及國庫濫費に基く財源涸渇に依り、増税又は資本徵用の方法に訴へて、金融界を壓迫するの必然なるを察知し、早くより資本の海外逃避の傾向顯著なるものありたるを以て、政府は之が抑壓の爲又一面に於て労働階級の生活水準向上に依る購買力の増進の結果、消費物資輸入の激増及爲替管理、輸入制限の實施を見越しての思惑輸入の増大を恐れて、此の非常手段に出でたるものであるが、更に一石二鳥の目的として輸入制限により當自治領の製造工業の確定發展を自論みたるものである。然し乍ら人口稀薄にして、熟練労働者を有せず之に加へ労働銀額の高く、羊毛及酪農品を除いては國內生産品にして輸出し得るものなく、其の製造工業は未だ頗る幼稚である

が、一九三九年に入り國際情勢の緊迫に伴ふ世界的物價高の爲工場新設又は擴張に要する機械及原料資材の輸入頗る困難となりたるにも拘らず、政府は最初の方針に従ひ生産力の擴充に邁進し來れるが、偶々九月に歐洲戦争の勃發するに至つて海外よりの製造品供給は戦局の進展と共に否應なしに其の自給自足を必要となすに至つて、短期間に新設せられたる製造業の規模は貧弱なものではあるが、新西蘭産業界の一步前進を示すものである。

一九三六—三七年以降の産業年度別狀況を統計を以て示せば次の如くである。

新西蘭産業年度別狀況

項 目	一九三六—三七年	一九三七—三八年	一九三八—三九年	指數(一九二五年—一九三九年)	
				一九三〇—三二年	一九三三—三五年
事業單位數	五、七二八個	五、九二四個	六、一四六個	一〇三	一〇七
從業員數	九六、四〇一人	一〇二、三四四人	一〇二、五三五人	一〇六	一〇六
給料及賃銀	一八、三三三、〇七七磅	二〇、九八一、五八七磅	二二、二七〇、〇一〇磅	一一四	一二二
原材料品費	七〇、六八八、〇七五	七五、〇八四、一七三	七五、三四四、一八一	一〇六	一〇七
其他費用	一〇、七五一、三四三	一〇、二九二、五二六	一〇、二九二、五二六	一〇一	九六
生産高	一〇五、九四一、七二二	一一三、六九一、五五六	一一四、四四七、四二六	一〇七	一〇八
生産に依る價值増加額	三五、二七三、六四七	三八、六〇七、三八三	三九、一〇三、二四五	一〇九	一一一
土地建物投資額	二四、四四五、三三八	二五、五七三、七四一	二七、二〇一、六四二	一〇五	一一一
機械投資額	四五、一五一、九二七	四七、一六四、九八一	四九、二九六、一六〇	一〇四	一〇九

前表に示す如く、業産從業員の給料及賃銀は一九三六年以降遞増を示してゐるが、生産高の増加は微々たるものである。右賃銀と生産高増加率の不均衡は労働黨政府の採れる高賃銀政策及四十時間労働別の結果にして、之が爲に勞



働階級の生活水準を向上せしめ且生産量の増加を見たが、右増加の不均衡を労働黨施政の第一年たる一九三五年—三六年と一九三七—三八年を主要産業別に就て比較すると其の著しいものがある。即ち八大製造業に於て二年間の貨幣増加率は平均三三・一%なるに對し、生産量指數は平均僅に一六・七%である。

項目	一九三三—三六年の對する貨幣増加率		一九三五—三八年の對する資本増加率		生産量指數		増加率
	一九三三—三六年の對する貨幣増加率	一九三五—三八年の對する資本増加率	一九三五—三六年	一九三七—三八年	一九三五—三六年	一九三七—三八年	
人造肥料業	六一%	七%	一二七三	一七三二	一、二七三	一、七三二	三五%
製粉業	一四%	五・三%	一、〇六一	一、一三三	一、〇六一	一、一三三	八%
織造業	三八%	二・四%	八九一	一、二一五	一、二一五	一、二一五	三六%
毛織業	一七%	一・四%	一、一三一	一、一七五	一、一三一	一、一七五	四%
製靴業	二五%	七・〇%	一、四〇六	一、五一八	一、四〇六	一、五一八	八%
冷蔵肉業	三四%	〇・四%	一、四二二	一、四七〇	一、四二二	一、四七〇	三%
火腿及ベーコン業	四〇%	〇・四%	八九六	一、〇八〇	八九六	一、〇八〇	二〇%
製菓業	三六%	一・四%	一、一九四	一、四四二	一、一九四	一、四四二	二〇%

第二節 産業構成

新西蘭の經濟は殆んど農牧業に依存してゐると言ふ事が出来る。即ち産業生産總額中に占める農牧畜産品の割合は次表に示す如く八六%を上下し、工業に於ても工場生産額の三割強は牧畜及酪製品に屬すると言はれる。

更に輸出貿易に付て見ればバター、チーズ、肉類及羊毛の四大商品を以て一九三九年には四千九百三十六萬二千磅に上り、輸出總額約八五%を占むる状態である。殊に其の中核をなすものは牛と羊とに關係する産業である。次に各々に就て各説に於て概観する事とする。

新西蘭産業生産額(單位百萬新西蘭磅)

年 度	農 業	牧 畜	酪 農	小 計	鑛 産	漁 業	林 業	工 業	建築物	計	小計ノ對合計率
一九三五—三六年	九・二	三・四	二・八	七・二	四・〇	〇・四	三・〇	二・三	一・一	一・一	六三・五%
一九三六—三七年	八・八	四・七	三・二	八・八	四・三	〇・五	三・六	二・六	一・二	一・二	六五・一%
一九三七—三八年	八・六	四・〇	三・三	八・三	四・六	〇・六	四・一	三・〇	一・三	一・三	六三・三%
一九三八—三九年	一〇・〇	三・七	三・八	八・六	四・九	〇・六	四・〇	三・〇	一・四	一・四	五九・七%

第三節 各 説

一、牧 畜 及 酪 農 業

新西蘭は濠洲と共に俗に羊の國と言はれる事は吾人の周知する處である。之に次で牛、馬、豚等も重要である。殊に牛は羊の牧場維持の爲に重要な役割を持つてゐるが、近年豚、馬等と共に肉用品若くは酪農用として盛んに飼育される様になつた。而して一九三九年一月三十一日現在に於ける家畜飼育頭數は羊三千百八十九萬七千餘頭、牛四百五十六萬四千餘頭、豚六十八萬三千餘頭、馬二十七萬四千餘頭にして最近五ヶ年間の年別家畜飼育頭數は次の如くである。

新西蘭家畜飼育頭數

類 別	一九三一—三二年	一九三三—三四年	一九三五—三六年	一九三五—三六年	一九三五—三六年	一九三六—三七年
羊	二八、六九一、七七八	二七、七五五、九六六	二八、六九一、〇〇六	二九、〇七六、七五五	三〇、一一三、七〇四	三〇、三〇五、八一八
牛	四、〇七二、三三五	四、一九二、〇三三	四、〇三〇、二二八	四、二九九、四九九	四、三五四、〇七八	四、三九九、一〇二
豚	五二五、四二六	五九一、五八二	六六〇、五九三	七六三、七五五	八〇八、四六三	八〇三、四一九
馬	二八〇、九九四	二七六、八九七	二七三、九〇六	二七二、九八六	二七六、一七三	二七七、七九九



(1) 牧羊業

新西蘭の自然的要件は極めて牧羊に適し、羊は同島開發以來の最も重要な家畜である。従つて一九三九年四月三十日現在の羊頭數は三千百八十九萬七千九百一十一頭にして、世界第七位を占めてゐる。牧場は濠洲の如く廣大なるものでなく、大體に於て二千英町若くはそれ以下を普通とする。最近三ヶ年間は毎年百萬頭以上の増加を見せたが、一九三八—三九年に於ては前年に比し却て四十八萬一千六百八十三頭の減少を示してゐる。之は此の一年間に於ける去勢の屠殺數の増加に依るものにして、聊かも牧羊業の衰退を意味するものではない。本業の盛衰は一に飼育仔羊數の増減に求むべき處にして、前記年度に於て此の數は千九百九十六萬二千九百九十九頭を示して、前年度に比し二十九萬六千四百三十三頭の増加を見せてゐる。最近五ヶ年間の同國羊飼育頭數を見るに次の如く漸増の傾向を示してゐる。

新西蘭羊飼育頭數

年 度 別	北 島		南 島		合 計
	北	南	北	南	
一九三二—三三年	一四、九五四、〇二九	一二、八〇一、九三七	二七、七五五、九六六		
一九三三—三四年	一五、二六四、五八八	一三、三八四、四五〇	二八、六四九、〇三八		
一九三四—三五年	一五、七四九、〇一六	一三、三二七、七三八	二九、〇七六、七五四		
一九三五—三六年	一六、三七一、八四四	一三、七四一、八六〇	三〇、一三三、七〇四		
一九三六—三七年	一七、〇六五、一三五	一四、二四〇、六八三	三一、三〇五、八三八		

尙當自治領に於ける地方別羊業者數及羊頭數を見るに次の如くである。  
地方別牧羊業者數及羊頭數（一九三九年四月三十日現在）

地 方 別	牧羊業者數	羊 頭 數
Auckland	五、九八二人	三、七四六、七六八頭
Poverty Bay — Hawkes Bay	三、九一七〃	七、〇〇二、五七九〃
Wellington — West Coast	五、三三六〃	六、六六三、六一七〃
Marborough — Nelson — Westland	二、七二三〃	一、五四八、九二三〃
Canterbury — Kalkoura	六、二五一〃	五、九六七、〇七五〃
Otago	八、〇二四〃	六、九六八、一二九〃
合 計	三二、二三三〃	三一、八九七、〇九一〃

(2) 種類

南島の丘陵地方及低地々方には早くからメリノ種が飼育せられ原生の羊は影を没し、近年に至りメリノ種と混種用として、大いにリンコン種を使用し、更に今日世界的に有名なるコリデル種を出してゐる。北島にはロムニー種が情況に適する爲に最も多く飼育せられてゐる。

一九三九年四月三十日現在に於ける種類別羊頭數及比率を示せば次の如くである。

種 別	登 録 羊	比 率	不 登 録 羊	比 率
Merino	二五、四三三頭	〇〇・八八%	一、〇四二、一一三頭	三三・二七%
Lincoln	二、三三六〃	〇〇・〇一〃	二九、三三二〃	〇〇・〇九〃
Romney	二一七、六九四〃	〇〇・六八〃	四、一八七、一六二〃	一三・一三〃
Border Leicester	一七、二四三〃	〇〇・〇五〃	四五、四三九〃	〇一・四〃
English Leicester	二〇、八〇二〃	〇〇・〇六〃	三四、六二六〃	〇一・一〃
Shropsh	一、六四〇〃	〇〇・〇一〃	八、三七七〃	〇〇・〇三〃
South down	一一九、九八二〃	〇〇・四一〃	二二七、六二一〃	〇〇・七四〃



Corriedale		Byeland		Half-bred		Other breeds		合計		Crossbreeds and others		合計	
	五二、一九八頭		七、〇七〇		五、〇八五		四七九、四六二		一、四八五、九七四頭		二、四九五、九一六		六、九七四
	〇・一六%		〇・〇二%		〇・〇二%		一・五〇%		九、七五九、一八六		三、〇〇三		六八、四七%
合計		合計		合計		合計		合計		合計		合計	
	三二、八九七、〇九一頭		二一、八三八、四五二頭		三、一八〇、〇九一頭		一〇〇、〇〇%						

(3) 羊毛生産高

羊毛生産高は次に示す如く、年々増加を示してゐる。而して新西蘭は羊毛生産國としては濠洲、米國、アルゼンチンに次で世界第四位を占めてゐる。

新西蘭羊毛生産高(單位百萬封度)

新西蘭毛織工場使用量	貯藏量ノ前年比較増減	總生産量
一九三三—三五年	七・一	二六五・〇
一九三五—三六年	七・八	三〇四・三
一九三六—三七年	七・七	三〇二・九
一九三七—三八年	七・二	二九六・八
一九三八—三九年	七・三	三二七・七

新西蘭羊毛國別輸出高(一九三七—三八年)單位俵

國別	脂付	洗上	合計
英國	三六四、九三七	二七、六七六	三九二、六一三
佛國	五八、五二〇	五三四	五九、〇五四

(4) 羊毛事情

第二次歐洲大戰勃發と共に新西蘭の産毛も濠洲羊毛同様其國內消費分を除き残り全部を英國政府が買上げることとなり、其機構は濠洲と多少異なる點あり且産毛狀況も濠洲と異なる關係上新西蘭羊毛に對する其特異性は次の如き點にある。

(イ) 買上機構及其の運用

脂付羊毛、英國政府の代理として新西蘭政府が平均脂付一封度につき一二・二五片(新西蘭貨)で新西蘭の全産毛を買上げることは一九三九年九月上旬に決定せられ、この羊毛を英國以外の國に轉賣して得たる利益は英國と新西蘭との間に折半すること、尙此買上は戰爭中及戰後の一羊毛年度間繼續すべく、又上記値段は賣方問屋に運び込まれたる羊毛に對する、牧羊者の純手取で買上機構に要する費用は別に支拂れること等、濠洲の場合と同様で英國政府は賣方問屋に對し受入處理及び搬出の費用として、一封度當り八分の五片を支拂ふのである、新西蘭政府の市場省が自ら牧

獨逸	日本	日	ベ	カ	米	瑞	チ	其	總計
四七、二九二	四三、一四二	三八、八一五	一八、九一七	一三、一八四	九、八三〇	二、六三一	二、一八六	二九、二二六	六二八、六八〇
一六七	八八五	三七九	五八八	五、〇三九	二五一	四〇二	八	五九七	三六、五二六
四七、四五九	四四、〇二七	三九、一九四	一九、五〇五	一八、二二三	一〇、〇八一	三、〇三三	二、一九四	二九、八二三	六六五、二〇六



羊業者への羊毛代金の支拂、賣方問屋への手数料の支拂、各國への振當並に船積事務の取扱もなし、又新西蘭羊毛買方組合が格付値段表の作成及び實際の評價事務を擔當し、從來賣方問屋は値段表の作成には關與されなかつたが牧羊者の収益擁護の爲に實際の評價には立會を許可され、政府が牧羊者に代金を支拂ふ場合に評價額の5%を保留せられ、右は萬一總評價額平均が英國の買上價格一二・二五片を超過の場合の豫備金である、第一年度第二年度共結果は僅少なから何れも總評價額平均は買上値段以下で年度末に先に保留の5%と共にこの差額をも牧羊業者に支拂はれ、尙英國以外に賣却した羊毛に對する利益金は本機構終了後に支拂はれる條件であり、牧羊者は其羊毛を脂付の儘評價に出品するのであるが一方洗毛業者の利益も無視せられず評價済羊毛七五〇〇〇俵をニュージーランドで洗毛せしめれることに英國政府も同意したのである、而して同數量は丁度國內に於ける洗毛業者の全能力に匹敵し、又國內毛糸毛織會社は優先的に其羊毛を獲得し得ることも濠洲の場合と同様である。田舎の羊毛買付人が從來の業務繼續を政府に請願し認可されたことは新西蘭機構の濠洲と異なる一特異性であり、之は新西蘭の牧羊單位が小規模の結果この種業者の存在を必要とし、既存の業者に對し田舎の牧羊業者より直接買付の許可を與へ勿論買付羊毛に對しては認可された賣方問屋を通して評價に出品され、牧羊業者は右特許買付人に羊毛賣却に依る該羊毛に對する一切の權利を讓渡された。

(ロ) 新西蘭羊毛の特異性

(一) 大部分雜種羊毛なること。次の表の如く九七%迄で雜種であり、而も軍需用として重要な太番手の種類が多いこと、歩留りの點は輸送上有利なる事實である。

新西蘭産毛(評價済俵數)

種 類	一九三九—四〇年度	一九四〇—四一年度
雜種及其他太番手	一九、三七二俵 (三%)	二〇、九七七俵 (三%)
合 計	七二一、二五〇俵 (九七%)	七七九、〇二九俵 (九七%)
	七四〇、六二二俵	八〇〇、〇〇六俵

依て軍需資材としての價值甚大である。

(二) 中心市場が各地に分散すること、

戰前自由競争時代に於ても競争市場は南北兩島に股り、北島の北端オークランドより南島の南端インヴァーカリーギル市に至る間に散在し買付人は競争市場を追つて旅行し、前述の買上制度のため更に六中心地を加へ益々分散せられた。

(三) 國內消費の僅少なること、

新西蘭の國內には十二の毛糸毛織工場が存在するに過ぎず其使用人總數約二、八〇〇人一工場當り二三〇人平均の小規模であり、原毛の國內消費量は脂付約六・七百萬封度(約二〇、〇〇〇俵)にして新西蘭産毛の殆んど全部が輸出可能品である。

Ⅰ 牛

(1) 牧 牛 業

新西蘭に於ける牛の頭數は逐年増加を辿り、一九三八年一月三十日現在に於ける飼育頭數は四百五十萬六千八百八十二頭に於て一九一一年の二百萬頭に比し、二倍以上の増加を示してゐる。近年乳酪業の發達著しきものがあり、殊に北島に於て盛んで、同島は新西蘭に於ける牛の約八五%を占める。乳酪業の中心地は北部オークランド及オークランド



地方で同國に於ける同業用牛の半數以上を産し、之に次でタラナキ、ウエリントン等がある。  
 之等諸地は同國酪農牛の約四分の一を産する。酪農用以外の牛に付てはウエリントン地方が第一位を占め、總頭數の四分の一餘を産し、之に次ぐものはギスボン、ホトクス・ベイ、オークランド及北部オークランドである。

(2) 冷凍肉

冷凍肉類は一九二二年に設置された肉類管理局 (Meat Control Board) の監督の下に賣捌かれる。冷凍事業は新西蘭に於ける最大の産業施設であり、冷凍會社の數は三十五である。その中、二十は北島に、十五は南島に存在する。その組織の大部分は個人經營であり、尙農業經營者の株主よりなる半協同的なものも少數ある。

冷凍會社は主に直接農場より牛、羊等を買ひ、自己の計算で之を屠殺し、その後の處分をなしてゐる。

冷凍仔羊、冷凍羊肉、冷蔵及冷凍牛肉ならびに冷凍豚肉はその主生産品である。冷凍肉の販賣は羊毛とは全く異つた形式で行はれてゐる。倫敦市場への輸出は冷凍會社と取引所によりて行はれる。然し實際の販賣は、肉類生産管理局 (Meat Producer's Board) の嚴重な監督を受けてゐる。

家畜に關する最近の發展は養豚、肉用牛の飼育が著しく發展したことである。冷蔵裝置の成功と共に、新西蘭は冷蔵牛肉の輸出盛んとなり、一九三三年二月倫敦市場へ試験的に船積したのに始まり、一九三六年には二四〇、四三三 Cwt. を輸出した。

次表は過去五年間の冷凍肉の輸出増加を量及び金額で示す。

年 度	量 (Cwt.)		金額 (磅)	
	冷凍	肉	冷凍	肉
一九三三	三三	二	四、六四五、四八〇	八、四三六、三〇六
一九三二	三三	二	五、二〇三、一一三	九、八四五、六二七

一九三三	三三	四	四、九六九、四四七	一一、八八六、九五五
一九三二	三三	五	五、二〇六、五一四	一二、七六八、九六八
一九三一	三三	六	五、一一九、八〇四	一三、二三九、四一四

(備考) 資料 N. N. O. Y. B. 1938)

過去五年間の冷凍肉の輸出を分類すれば次の如くなる。

年 度	羊 肉		小 羊 肉		牛 肉		豚 肉		犢 肉	
	頭	Cwt.	頭	Cwt.	頭	Cwt.	頭	Cwt.	頭	Cwt.
一九三三	二、三五四、一八四	九、〇五六、〇七一	六〇〇、二五八	一八六、六四六	九一、三四一	二、一五六、九二五	五二七、五三八	二、一五六、九二五	五二七、五三八	二、一五六、九二五
一九三二	二、〇〇〇、〇八四	八、七一九、三〇一	八五三、四八八	三九八、七六〇	一三四、〇九二	二、一五六、九二五	五二七、五三八	二、一五六、九二五	五二七、五三八	二、一五六、九二五
一九三一	二、〇八八、八八一	九、三八三、〇八一	九〇一、二八二	四五一、八二五	七二、三五六	二、一五六、九二五	五二七、五三八	二、一五六、九二五	五二七、五三八	二、一五六、九二五
一九三〇	一、八一〇、〇五二	八、三六五、五四三	八九〇、七〇二	五六九、〇〇八	一一〇、一二四	二、一五六、九二五	五二七、五三八	二、一五六、九二五	五二七、五三八	二、一五六、九二五
一九二九	一、七五一、一七八	八、六三九、四九三	七一二、九八七	五七〇、六五六	一一〇、六二五	二、一五六、九二五	五二七、五三八	二、一五六、九二五	五二七、五三八	二、一五六、九二五
合 計	一〇、〇一四、三七九	三、七九四、一六三	四、八八九	三、九五八、七二七	二、一五六、九二五	五二七、五三八	二、一五六、九二五	五二七、五三八	二、一五六、九二五	五二七、五三八

(備考) 資料 N. N. O. Y. B. 1938)

(3) 酪 農 業

羊毛の生産國として又冷凍小羊、羊肉の世界最大輸出國としてのニュー・ジールランドは尙又酪農産物の世界最大の輸出國でもある。酪農業は地形的制約をもちながらも、適當な氣候、降雨のもとに發展した。國內輸送の發展は品質に變化を生じやすい商品の生産の爲に、大規模の組織、特に北島に於ては酪農製品は工場に於て製造せられ、家内工業との分離により、クリームを生産は、事實バター工場の原料生産となつた家。内工業との分離により、クリームの蒐集の費用を減じ、地方のバター製造所を排除し、大規模工場の發生と集中化の傾向が進められた。



新西蘭に於けるチーゾは輸出品中重要な地位を占める。即ち一九三四—三五年に於ける生産額は二億一千四萬封度にして世界第五位に在る。而して次表に明かなる如く其の輸出額の大部分は英國に向け積出され、其の割合は一九三九年に於て實に總輸出額の九九・九%に及んでゐる。

チーゾ輸出高 (單位千磅)

年	總輸出高	内英本國向輸出高
一九三七年	五、三七二	五、三六一
一九三八年	五、九三五	五、九二七
一九三九年	五、八七〇	五、八六六

バターはチーゾと共に重要な地位を占め其の生産額は一九三四—三五年に於て三億五千九百萬封度に上り、世界第六位を占めてゐる。其の輸出額は次表の如く大部分はチーゾと共に英國に向けられ、一九三九年に於て總輸出額の九七・九%の割合を示してゐる。

バター輸出高 (單位千磅)

年	總輸出高	内英本國向輸出高
一九三七年	一六、九八六	一六、五六三
一九三八年	一六、五二〇	一五、九七九
一九三九年	一六、一一一	一五、七六八

牛一頭に對するバター生産高

年	度	金	額
一九三〇年	〇〇〇	—	四八磅
一九三一年	〇〇〇	—	四四志
一九三二年	〇〇〇	—	四二五片
一九三三年	〇〇〇	—	—
一九三四年	〇〇〇	—	—
一九三五年	〇〇〇	—	—
一九三六年	〇〇〇	—	—
一九三七年	〇〇〇	—	—
一九三八年	〇〇〇	—	—
一九三九年	〇〇〇	—	—

(備考資料 N. N. O. Y. B. 1938 P. 414)

バター、チーゾ地方別生産高

所在地	一九三六—三七年の輸出		供給者數
	バター	チーゾ	
オークランド Auckland	五九	一四、五八二	一、四三三
ホークスベイ Hawke's Bay	三〇	三、四二五	一、六一三
タラナキ Taranaki	一〇	四〇、八四一	四、〇〇五
ウェリントン Wellington	二〇	一一、二三四	一、七二四
ネルソン Nelson	一〇	—	—
マルボロー Mallborough	一〇	—	—
ウェストランド Westland	七	—	—
工場兼業者數	七三	一三	一四四



カンタベリー オタゴ及サウスランド Otago and Southland	計	一九三七年	一九三六年	一九三五年	一九三四年	一九三三年
九	一四二	一四	一	一	一	九
一〇	二五七	七	一	一	一	一〇
一一	四〇	一	一	一	一	一一
一二	一五一	一	一	一	一	一二
一三	七六三	一	一	一	一	一三
一四	八七、二六〇	一	一	一	一	一四
一五	五八、一〇四	一	一	一	一	一五
一六	一一、五九四	一	一	一	一	一六
合計		一四二	二五七	四〇	一五一	七六三

(備考資料 N.Z.O.Y.B. 1938)

豚

養豚業も近年盛んとなり其の飼育頭数も著しく増加を見せてゐる。即ち左表に示す如く逐年頭数は激増し、従つて屠殺数並に冷凍肉、ハム、ベーコンの輸出額も著増を辿つてゐる

新西蘭豚飼育頭数屠殺量並に冷凍肉、ハム、ベーコン輸出額 (単位ハンドレッドウェイト)

年 度	飼 育 頭 数	屠 殺 概 量	冷 凍 肉 輸 出 量
一九三三年	五九一、五八二	四五三、〇〇〇	一八六、六四六
一九三四年	六六〇、三九三	五八八、五〇〇	三七八、七六〇
一九三五年	七六二、七五五	七三一、〇〇〇	四五二、八二五
一九三六年	八〇八、四六三	八一八、五〇〇	五六九、〇〇八
一九三七年	八〇二、四一九	八五一、五〇〇	五七〇、六八六

二、農 業

新西蘭の三分の二は農牧の適地であるが、農作物作付面積の總面積に對する割合は一九三八年度の調査に依れば三・四四%である。之を見ても新西蘭が農業地であるよりも牧畜地である事を如實に物語つてゐるが、其農業生産額は一九三八―三九年に於て千萬磅にして、其の需要には稍不足氣味である。

農務省は全國を北島北部、北島南部、南島北部、南島南部の四區に分ち農業監督官をして分割管理せしめる制度を採用してゐる。

1. 小麥及小麥粉

小麥は大麥、燕麥と共に新西蘭の三大農産物と稱せられ、其の中最も重要であるが、未だ小麥粉と共に自治領の需要を充し得ない。即ち一九三九年に於ける輸入量を見るに三百九萬五千ブツシエルに上る。

小麥生産の中心はカンタベリーで一九三五―三六年度に於て本自治領小麥收穫の八五%を産し、オタゴの九%が之に次である。小麥の作付面積及收穫高は次の如くにして、一九三七―三八年に於て一エーカー當り收穫高は三二・五〇ブツシエルである。

小麥收穫高

年 度	作 付 段 別 (エーカー)	産 出 高 (千ブツシエル)
一九三一年	二六八、七五六	六、五八三
一九三二年	三〇二、五三一	一一、〇五四
一九三三年	二八六、二一一	九、〇三六
一九三四年	二二五、三八九	五、九三三
一九三五年	二四八、六三九	八、八五九
一九三六年	二二一、七九〇	七、一六八
一九三七年	一八五、九〇〇	六、〇四二
一九三八年	一八九、二八一	五、五六四

尙小麥粉の生産高は左の如く、國內需要を充し得ず常に相當額の輸入を行はねばならない状態である。



小麦粉生産額及輸入超過額

年	度	生 産 額 (単位噸)	輸 入 超 過 額 (単位噸)
一九三〇	— 三一年	一一九、六〇二	一一、六八九
一九三一	— 三二年	一三〇、七二一	一一、八三五
一九三二	— 三三年	一三三、六二四	一〇、九八九
一九三三	— 三四年	一三一、四一四	一〇、七九一
一九三四	— 三五年	一三四、〇六七	一一、二二九
一九三五	— 三六年	一三一、九八七	七、五七一

註 輸入超過額は再輸出を控除したる數字である。

小麦の栽培は他の産物の価格が安い場合の新西蘭の唯一の産業であり保證價格とスライディング・スケールによる關稅 (Sliding Scale Tariff) により維持されてゐる。

麥を主農産物としたる混合農業の發展は、その結果たる地域の變遷を來し此が農業の發展の特色である。麥の栽培は肥沃な土地が使ひ盡くされるまでの長い間掠奪的農耕でなされた。

一九〇〇年後羊肉及び酪農 品の價格が麥の價格より比較的に上り此等の新産業の擴張と相まつて土地の價格が騰貴し、大規模の掠奪的農耕はもはや利益ではなくなつた。爲めに新西蘭の小麦の生産は需要を満すことが出來ずその輸入量は年々變動があり、政府は新西蘭が小麦の自給自足を目的にこれが栽培を奨励し、一九三六年四月商工大臣の許可あるものを除き、小麦及び小麦粉の輸入を禁じてゐる。

2. 燕 麥

燕麥の作付段別は左の如く一九三八—三九年度に於て五萬四千四百二十二エーカーにして其の生産額は二百六十萬

四千八百七十七ブツシエルである。而して一九三五—三六年度に於て燕麥の作付總面積の内八七%はカンタベリー、オタゴ及サウス・ランドにて耕作せられ五%は南島の爾餘の地、八%は北島にて耕作せられたものである。

年	度	作 付 段 別 (エーカー)	産 出 高 (ブツシエル)
一九三六	— 三七年	七四、七七二	三、五二五、四三〇
一九三八	— 三九年	五四、四二二	二、六〇四、八一七

燕麥收穫の大部分は概して家畜用の飼料であるが、其の割合は收穫の狀況及市場の狀勢に依つても左右される。一九三二年より一九三六年の間の穀物とせられたる燕麥の全生産高に對する割合を示せば次の如くである。

食用燕麥の全生産高に對する割合

一九三一—三二年	一八・八六%
一九三二—三三年	二七・三七%
一九三三—三四年	二一・四八%
一九三四—三五年	一五・六一%
一九三五—三六年	二一・三三%

尙食用分生産額及飼料生産額を見るに次の如くである。

年	度	食用分生産額 (ブツシエル)	飼料生産額 (噸)
一九三一—三二年	二、八一八、一五三	三〇九、三〇一	
一九三二—三三年	五、一三二、一八三	四五三、五〇三	
一九三三—三四年	三、二四二、五〇〇	三五七、八六二	



一九三五年	一、八九〇、一四五	三一五、五八九
一九三四年	三、三〇二、六四二	三九〇、一六八
一九三三年	三、五二五、四三〇	三二六、六七二

3. 大 麥

大燕の一九三二年より三七年間に於ける作付段別及生産狀況は次の如くである。

年 度	作 付 段 別 (エーカー)	生 産 額 (千ブッシュェル)
一九三二年	一八、二四五	五三
一九三三年	一六、三三六	五六一
一九三四年	二一、〇二四	七三一
一九三五年	一八、四四一	四八五
一九三六年	二〇、六五九	七四五
一九三七年	二〇、五四四	七四七

4. 亞麻栽培官營創始

新西蘭に於ける亞麻栽培は英本國が歐洲より亞麻供給の杜絶を補ふため勸奨した結果、當領政府は之を官營事業として創始することとなり、一九四〇年八月三十日附財政法第二號の第二條に依り商工大臣は必要な権限を附與されたため本計畫は當領農業として最初の大規模のものとなり、南島の各州十一地區に於て面積一萬四千エーカーの栽培を企て、昨春五百噸の種子を輸入し、政府は栽培者に對しエーカー當り五磅の生産費保證に依り農家も之を歓迎して一萬三千エーカーに播種を見たのである。

尙同時に當局は亞麻纖維製造工程の指導のため日耳義より専門家と英國より鑑別者を招聘すると共に斯業に必要な

工場設備の一切を當領工業の製作品で取付を了つた。今回試作された土地の多くは選定を誤り殆んど不適當な地質の上に本業に對する當局の指導が適切でなかつた爲に地區に依り植付面積の三、四割も全然收穫不可能な狀況であり、本年が最初の栽培で諸般の準備が完全に行はれず、今後の發展は當局及び栽培者の協力に待つことは當然である。

三、鑛 業

1. 概 説

新西蘭に於ける主要鑛産物は鐵、石炭、石油、金、銀、ウオルフラム、マンガン、白金、水銀、錫、銅、硫黃、燐鑛石等である。其の内金は一八五三年南島のオタゴ地方に砂金として發見せられ、濠洲の場合と同様に移民吸引に大きな役割を演じた。金の産額は發見當初に比し非常に減少してゐるが、次表に示す如く石炭に次ぐ産額を示してゐる。

品 名	單 位 量	一九三九年		一九三八年	
		數 量	價 額	數 量	價 額
地 金	オンス	五六九、二九七	一、五六六、九七七	五〇九、七五九	一、二一四、〇五四
白 鐵	噸	一、五八六	三、〇一八	一、二一八	三、六六六
鐵 材	噸	三、六八〇	五四五、五三三	三、〇四六	五五五、二九五
石 炭	噸	二、三四二、六三九	一一、一七二	二、二二二、〇八八	八、八一
輕 石	噸	四一	八、二四〇	四五	八、六〇四
石 灰	噸	四八六	一、九四四	九〇	四五〇
マンガン	噸	二、三三五	二、二二七	一、四五九	一、二二六
タングステン	噸	—	—	—	—
シリカ	噸	—	—	—	—
水 銀	噸	—	—	—	—



2. 各 説

A 金 鑛

新西蘭に於ける金の發見は既述の如く南島のオタゴ地方の砂金鑛床である。其後ゴールドラッシュがウエスト・コースト地方に起り、ホキチカが其中心をなし、數年後に豊富な合金石英脈が北島テームスに發見されたのである。現在新西蘭の金は次の三種の方法で採行されてゐる。即ち第一石英採鑛によるもの、第二砂金採取によるもの、第三ドレッチングによるものである。其の内、最も重要なものは石英採鑛にして總産金額の過半を占め、銀を含む産額は次の如くである。

地金銀産出高 (其の一)

	一九三九年		一九三八年	
	數量	價額	數量	價額
石英採鑛に依るもの	四七二、三〇九	七一七、二一九	四三五、七〇六	六二二、三三六
砂金採鑛に依るもの	一八、五二二	一五〇、一六九	一九、九二九	一四九、五八六
ドレッチングに依るもの	七八、四七六	六九九、五八九	五四、一二四	四四二、一三二
計	五六九、二九七	一、五六六、九七七	五〇九、七五九	一、二一四、〇五四

地金銀産出高 (其の二)

石英採鑛に依るもの	採掘會社ノ利益配當		鑛山數	
	一九三九年	一九三八年	一九三九年	一九三八年
	八六、九八七磅	一〇五、〇四一磅	六二	五九

砂金採鑛に依るもの	計		
	一九三九年	一九三八年	
一五、八〇九	一三、八一九	七七四	
九〇、二五四	九八、八八八	二二三	
計	一九三、〇五〇	一一七、七四八	八五九

B 銀 鑛

新西蘭に於ける銀は主としてハウラキ半島のワイヒ金鑛地から得られ一九三七年末迄の産銀額は約三百五十萬六千磅であつて、最近五ヶ年間の産額は次の如くである。

銀産出高 (單位磅)

一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年
四三〇、四九二	三八二、六一五	四三七、九六七	四三二、九七三	四四三、九八一

C 石 炭

石炭は新西蘭に於ける鑛産資源中價額に於て第一位を占め、一九三七年度の出炭價額は約二百二十七萬七千磅にして、總産價額の六三%を占めてゐる。而して一九二七年度調査による確定埋藏量は次の如くである。(單位百萬噸)

無煙炭	僅少、	瀝青炭	二〇六、	亞炭	一五〇、
半瀝青炭	六〇、	褐炭	二四七、	計	六六三、

次に地方別出炭高を見るに次表に示す如く、良質の石炭は南島西海岸の炭田から最も多く産し、北島及南島南部は褐炭を多く産してゐる。



石炭産出高

種 類	一九三九年 産出高		
	北 島	南島西岸	南島南部
瀝 青 炭	七二、〇二九噸	九七三、五八〇噸	—
褐 炭	七三一、六七六噸	五八、四一一噸	三六九、八七六噸
計	一、〇三三、三四二噸	一、三五一噸	一、〇四四、六〇九噸
一九三八年との比較	八〇二、七〇五噸	九八四、三八九噸	一、一五九、九六三噸
	七六二、七二七噸	四七四、九八二噸	一三八、〇六七噸

新西蘭に於ける炭鑛業稼行状況を見るに次表に示す如く、最近四ヶ年引続き出炭高の増加を示してゐる。  
新西蘭炭鑛業の稼行成績

年 次	産出高 (噸)	坑内及外 従業員		死 者
		坑内従業員一人	人 數	
一九二八年	六六、三二六、〇八二	五、三七六	四二二	六、四四
一九二八年	二、四三六、七五三	五、四九七	一一九	三、六九
一九二九年	二、五三五、八六四	五、八六七	一一二	四、七三
一九三〇年	二、五四二、〇九二	五、七四五	一一四	五、五〇
一九三一年	二、一五七、七五六	四、六三六	一一四	一、八五
一九三二年	一、八四二、〇二二	四、三八六	一一二	六、五一
一九三三年	一、八二一、二五八	四、四七八	一一二	三、八四
一九三四年	二、〇六〇、三二五	四、四七八	一一四	三、八八
一九三五年	二、一五、一八四	四、二三一	一一一	〇、九四

年 次	果 計	一九三七年	一九三八年	一九三九年
一九三六年	二、一四〇、二二七	四、二五七	六七八	一、八七
一九三七々	二、二七七、七九九	四、四一七	六九三	二、六四
計	八八、二五五、三四二	—	四九〇	—

四 林 業

一九二〇年森林法制定以來、森林の國有化を計り來つたが、一九三九年三月末現在に於ける國有森林面積は八百三十五萬四千八百六十一エーカーにして、一九二〇年の約二倍の増加である。尙此の外に約七百五十萬エーカーの未管理森林がある。此の大部分は民有森林である。

主要なる樹木の種類は次表に示せる如くなるが、其の内リム (Rimu) は連年全輸出額の半分を占めてゐる。

挽材及木材製品輸出高

品 別	一九三七年		一九三八年		一九三九年	
	數 量	價 額	數 量	價 額	數 量	價 額
White Pine	立方呎 三、一〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇	立方呎 二、〇一一、〇〇〇	二、〇一一、〇〇〇	立方呎 三、一〇〇、〇〇〇	三、一〇〇、〇〇〇
Rimu	立方呎 八、二九一、〇〇〇	八、二九一、〇〇〇	立方呎 七、四〇四、〇〇〇	七、四〇四、〇〇〇	立方呎 八、二九一、〇〇〇	八、二九一、〇〇〇
Beach	立方呎 二、〇九六、〇〇〇	二、〇九六、〇〇〇	立方呎 二、〇九六、〇〇〇	二、〇九六、〇〇〇	立方呎 二、〇九六、〇〇〇	二、〇九六、〇〇〇
Matai	立方呎 一、二一九、〇〇〇	一、二一九、〇〇〇	立方呎 一、二一九、〇〇〇	一、二一九、〇〇〇	立方呎 一、二一九、〇〇〇	一、二一九、〇〇〇
Kauri	立方呎 六、三九六、〇〇〇	六、三九六、〇〇〇	立方呎 六、三九六、〇〇〇	六、三九六、〇〇〇	立方呎 六、三九六、〇〇〇	六、三九六、〇〇〇
Insignis Pine box-shooks	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇
其他ニエーシラノド産材	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇
外産材	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇
挽材	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇
外産材	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇
挽材	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇
カウリ	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇
ウリ	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇
カウリ	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇	立方呎 一、一六一、〇〇〇	一、一六一、〇〇〇



五、水産業

新西蘭は海岸線長く、北方沿岸は南赤道海流の影響を受け亞熱帯産の魚族に富み、南方沿岸は南氷洋の流水に洗はれ、毛皮用海獣の天然の棲息地をなし、且寒帯産の各種の魚族を産する。斯く四面環海、魚族豊富なるにも拘らず當領水産業は市場の狭少なるのと勞働力不足の爲に一向振はない。

一九四〇年三月末現在漁船数は千四百三十四隻、正業漁夫八百六十二人、副業漁夫千三百四十一人にして漁夫の大部分はイタリヤ人又はギリシヤ人等外國人である。

酪農業、製造工業を始めとして當領産業の大部分が各種の政府統制又は管理に屬してゐるに反し水産業のみは従前比較的自放任の状態であつたが、一九三七年一月水産業調査委員會が設置せられたる結果、水産業全般に亘り産業能率法を適用する事となり總て許可制である。一九三九—四〇年三月三十一日に至る當領漁獲高を示せば次の如くである。

品名	數量單位	數	價額
水産魚	Cwt	三三九、一三一	四一六、四八〇
白魚	Cwt	一、八三七	一七、一四五
牡蠣 (Dredged Rook)	袋	七五、九四〇	五、八四一
蛤	Cwt	一六、六三一	五、七五一
蝦	封度	八、〇七一	一一、三二〇
トリア貝 (雜詰)	封度	八五、〇〇〇	五、二二三
鯨	噸	四五〇	九、〇〇〇
鮭	封度	五、五八九	二四四

其他	合計
—	五二七、八五八

六、製造工業

當領に於ける製造工業は第一節に述べたる如くなるが、其の内比較的に大規模なるものは自動車組立工業及毛織業にして、其他は何れも中小工業である。其の主なる項目を挙げれば雜詰、果實、ジャム、菓子、ソース、ピツクル及酢、甘露飲料、石鹼及蠟燭、家具、衣服及其の附屬品、靴、靴下、刷毛、鞣皮、カンバス具及テント、藥品、塗料、マツトレス及ベッド、ラヂオ機械、燐寸、鑄物、電線、錫板及シーツメタル、農業用酪農業器具及機械、電氣器具等である。

次表に明かなる如く、工場従業員數及生産額は漸増の傾向を示し一九三七—三八年に於て其の顯著なるものがある。

工場従業員數及生産額

年	工場數	雇傭人員	生産額 (磅)
一九三三	五、〇二八	七二、六五一	七一、七七〇、八七三
一九三四	五、二七〇	七九、三五八	七九、三二四、四七三
一九三五	五、五三六	八六、五八八	九〇、〇一四、七四八
一九三六	五、七二八	九六、四〇一	一〇五、九四一、七二二
一九三七	五、九二四	一〇二、三四四	一一三、六九一、五五六
一九三八年	六、一四六	一〇二、五三五	一一四、四四七、四二六



輕工業が比較的發達し、就中主要輸出品たる畜産加工工場が最も整備して居ることは云ふまでもない。工場種別の主なるものは次の通りである。

三八

種別	工場	従業員
畜産加工	五三	一、二、四八
製粉工	四七	三、七〇
製糖工	五二	一、〇六
製衣類	四七	一、二七
製瓦	七五	一、〇五
電力	四九	一、三〇
その他	六四	一、〇四
合計	四三六	一、〇四〇

之に要する動力は石炭、瓦斯及び電力で就中水力電氣は國營に屬し、此の國に多き湖水及び急流を利用して可なり大規模に行はれてゐる。

### 第三章 貿易

外國貿易は新西蘭の進歩發達に緊要缺くべからざるものである。蓋し國際聯盟事務局の調査に依るも明かなる如く、當領外國貿易の人口一人當り價額は世界最高位を占めてゐる。一九三四年には其の貿易額は七千八百六十二萬磅にして、人口一人當りは約五〇磅一五志、一九三七年には尙増加して七七磅五志七片に達してゐる。新西蘭最近の外國貿易額は左の如く漸次増加の傾向を示してゐる。

新西蘭輸出額及輸入額（單位千磅）

年次	輸出額	輸入額	差引出超額
一九三〇年	四四、九四一	四四、三四〇	六〇一
一九三一年	三四、九五二	二六、四九八	八、四五三
一九三二年	三五、六一〇	二四、六四六	一〇、九六四
一九三三年	四一、〇〇六	二五、五八一	一五、四二五
一九三四年	四七、三四三	三一、三四〇	一六、〇〇三
一九三五年	四六、五三八	三六、三一七	一〇、二二一
一九三六年	五六、七五二	四四、二五九	一二、四九三
一九三七年	六六、七二三	五六、一六一	一〇、五五二
一九三八年	五八、三七六	五五、四二二	二、九五四
一九三九年	五八、〇四九	四九、三八七	八、六六二

註 正金の輸出入を除く。



第一節 輸出

新西蘭の輸出は次表に明かなる如く、大部分英本國向輸出せられ、其の輸出額は一九三九年に於て總輸出額八〇・四三%を占め、米國濠洲が之に次である。輸出品の主なるものはバター、チーズ、羊毛、冷凍肉、皮革、毛皮、其の他各種農産物である。

主要相手國別輸出額表 (單位千磅)

國別	一九三九年	%	一九三八年	%	一九三七年	%
英吉利	四六、六八九	八〇・四三	四八、八九八	八三・七六	五〇、七〇六	七六・〇一
北米合衆國	二、八四七	四・九〇	一、四二二	二・四四	四、七八四	七・一七
濠洲太利	二、二五六	三・八九	二、一八九	三・七五	一、八二四	二・七三
佛蘭西	一、五七九	二・七二	一、〇一五	一・七四	一、〇一五	一・五二
加奈陀	九六四	一・六六	一、一二七	一・九三	一、六七八	二・五二
白耳義	八七五	一・五一	三六三	〇・六二	六八三	一・〇二
獨逸	三九〇	〇・六七	八九一	一・五三	九一九	一・三八
フィジイ	一四三	〇・二五	九八	〇・一七	九五	〇・一四
印度	一四六	〇・二五	一三七	〇・二三	一三六	〇・二〇
南阿聯邦	六〇	〇・一〇	一九	〇・〇三	三〇	〇・〇四
錫蘭	二四一	〇・四二	三六二	〇・六二	一〇七四	一・六一
其他	一、七一〇	二・九五	一、六二二	二・七八	一、七一	二・五六
合計	五八、〇四九	一〇〇・〇〇	五八、三七六	一〇〇・〇〇	六六、七二三	一〇〇・〇〇

第二節 輸入

輸入に於ても英國が第一位を占め、一九三九年に於て四七・一三%に上る。當領輸入品の主なるものは反物、織物、金屬、機械、砂糖、茶、酒精飲料水、煙草、紙、文具、等である。

主要相手國別輸入額表 (單位千磅)

國別	一九三九年	%	一九三八年	%	一九三七年	%
英吉利	二二、二七七	四七・一三	二六、八八六	四八・五一	二八、一八五	五〇・一九
濠洲太利	六、七三九	一三・六五	七、四六九	一三・四八	六、九四四	一二・三六
北米合衆國	五、三三九	一〇・八一	六、六四七	一一・九九	六、七二一	一二・九七
加奈陀	四、三六〇	八・八三	四、八三四	八・七二	四、五五〇	八・一〇
獨逸	八二四	一・六七	一、〇〇四	一・八一	八六九	一・五五
錫蘭	八二二	一・六六	八〇三	一・四五	八一二	一・四五
印度	六九九	一・四二	五五五	一・〇〇	五七〇	一・〇一
白耳義	四〇四	〇・八二	四八七	〇・八八	五一九	〇・九二
佛蘭西	二一四	〇・四三	一九九	〇・三六	一九三	〇・三四
南阿聯邦	七七	〇・一六	九〇	〇・一六	一二八	〇・二二
其他	五、五二八	一一・一九	五、一〇八	九・二二	四、九二七	八・七七
合計	四九、三八七	一〇〇・〇〇	五五、四二二	一〇〇・〇〇	五六、一六一	一〇〇・〇〇

主要商品別輸出入高 (單位千磅)

種類	輸出		種類	輸入	
	一九三七年	一九三八年		一九三七年	一九三八年
バター	一六、六一〇	一七、一八六	砂糖	六五六	七五一



(11) 共榮圈外	國內合計	國別											輸出	輸入	合計			
		泰	比	關	滿	佛	支	※(2) 其他太平洋諸島	※(1) 英領太平洋諸島	系	英	共榮圈内						
	三三、二四九、二四八	五、七二五	一、二五二	七、八二三	四	五、六九七	六、九三九	一〇〇、六六二	二、二五六、〇〇七	一、一〇〇、〇〇六	二、四、四五八	一、七〇六	二、七	五、六〇	一〇、九六二、四三八	二、三二〇	一四、二一一、六八六	一三、三三三
		〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇一七	〇、四六	〇、一〇九	〇、〇〇四	〇、〇〇六	〇、〇〇一	五、六〇	一〇、九六二、四三八	〇〇、〇〇二	一四、二一一、六八六	一三、三三三
		〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇一七	〇、四六	〇、一〇九	〇、〇〇四	〇、〇〇六	〇、〇〇一	五、六〇	一〇、九六二、四三八	〇〇、〇〇二	一四、二一一、六八六	一三、三三三
		〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇一七	〇、四六	〇、一〇九	〇、〇〇四	〇、〇〇六	〇、〇〇一	五、六〇	一〇、九六二、四三八	〇〇、〇〇二	一四、二一一、六八六	一三、三三三
		〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇一七	〇、四六	〇、一〇九	〇、〇〇四	〇、〇〇六	〇、〇〇一	五、六〇	一〇、九六二、四三八	〇〇、〇〇二	一四、二一一、六八六	一三、三三三
		〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇一七	〇、四六	〇、一〇九	〇、〇〇四	〇、〇〇六	〇、〇〇一	五、六〇	一〇、九六二、四三八	〇〇、〇〇二	一四、二一一、六八六	一三、三三三
		〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇一七	〇、四六	〇、一〇九	〇、〇〇四	〇、〇〇六	〇、〇〇一	五、六〇	一〇、九六二、四三八	〇〇、〇〇二	一四、二一一、六八六	一三、三三三
		〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇一七	〇、四六	〇、一〇九	〇、〇〇四	〇、〇〇六	〇、〇〇一	五、六〇	一〇、九六二、四三八	〇〇、〇〇二	一四、二一一、六八六	一三、三三三
		〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇一七	〇、四六	〇、一〇九	〇、〇〇四	〇、〇〇六	〇、〇〇一	五、六〇	一〇、九六二、四三八	〇〇、〇〇二	一四、二一一、六八六	一三、三三三
		〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇一七	〇、四六	〇、一〇九	〇、〇〇四	〇、〇〇六	〇、〇〇一	五、六〇	一〇、九六二、四三八	〇〇、〇〇二	一四、二一一、六八六	一三、三三三
		〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇一	〇〇、〇〇二	〇〇、〇一七	〇、四六	〇、一〇九	〇、〇〇四	〇、〇〇六	〇、〇〇一	五、六〇	一〇、九六二、四三八	〇〇、〇〇二	一四、二一一、六八六	一三、三三三

四三

新西蘭對共榮圈内及圈外輸出入總額（一九三九年）

一九三七年	三六	四一	一九	〇二	三三	四五	一〇	六〇	〇五	七七	一六	五〇
一九三八年	三六	四一	一九	〇二	三三	四五	一〇	六〇	〇五	七七	一六	五〇
一九三九年	三六	四一	一九	〇二	三三	四五	一〇	六〇	〇五	七七	一六	五〇

年	度	輸	出	輸	入	合	計
一九三〇年	〇	三〇	二	二	二	五	〇
一九三一年	一	三	二	一	一	四	一
一九三二年	二	二	一	一	一	三	一
一九三三年	三	二	一	一	一	三	一
一九三四年	四	三	一	一	一	四	一
一九三五年	五	三	一	一	一	四	一
一九三六年	六	九	〇	一	一	五	一
一九三七年	七	二	〇	一	一	四	一
一九三八年	八	二	〇	一	一	四	一
一九三九年	九	二	〇	一	一	四	一
合計		二六	〇	一	一	五	一

年別國民一人當輸出入額

品名	一九三〇年	一九三一年	一九三二年	一九三三年	一九三四年	一九三五年	一九三六年	一九三七年	一九三八年	一九三九年
チ	五、五〇〇	一、三三五	四、九八	二、二八四	一九、二四〇	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六
凍肉	一、三三五	四、九八	二、二八四	一九、二四〇	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五
羊皮	二、二八四	一九、二四〇	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五
羊毛	一九、二四〇	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六
金	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五
木材	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六
合計	五、五〇〇	一、三三五	四、九八	二、二八四	一九、二四〇	一、四〇六	一九五	一、四〇六	一九五	一、四〇六
茶	八、二二三	九、二五	四、三一	一、七八四	四、五五	七、一〇	四、三二	一、二二三	三、一四七	一、二二三
莫大	九、二五	四、三一	一、七八四	四、五五	七、一〇	四、三二	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七
衣類	一、七八四	四、五五	七、一〇	四、三二	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七
靴類	四、三二	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三
織物	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七
鐵鋼製品	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三
電氣機械器具	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七
木刷紙	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三
印刷紙	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七
自備車類	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三
ガソリン其他	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七
ダイヤモンド	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三	三、一四七	一、二二三
合計	八、二二三	九、二五	四、三一	一、七八四	四、五五	七、一〇	四、三二	一、二二三	三、一四七	一、二二三

四二



計	(1) 英系諸國		(2) 其他諸國		計	(3) 英領太平洋諸島		(4) 其他太平洋諸島	
	英	加	佛	白		北米	瑞	和	獨
計	四六、六八九、一九八	八〇、四三三	八七四、六二〇	一、五七一	四七、九一二、八六五	二九、三三三、八八五	五九、三三〇	七七、二二六、七五〇	七一、八九九
計	九六三、七一〇	一、六六六	一、五七九、一七六	二、七二二	八二、五五四	四、三七六、九一二	八、八八六	五、三四〇、六二二	四、九七七
計	一四五、五四八	〇、二二五	三九〇、〇〇六	〇、六七二	〇、二二〇	七〇五、〇八八	一、四三三	八五〇、六三六	〇、七九九
計	一一四、〇〇九	〇、二二〇	二六六、二七八	〇、四六六	一、一〇八、〇一三	一、一〇八、〇一三	二、二二四	一、二二二、四二二	一、一四四
計	二、八四七、一五八	四、九〇〇	一七六、七二三	〇、三三〇	二、九三三、三三三	二、二二四	一、二二二、四二二	一、二二二、四二二	一、一四四
計	七五三、二五二	一、三三〇	二、八四七、一五八	一、三三〇	五、六一三、一五四	二、二七〇	二、〇八五、七三二	二、〇八五、七三二	一、九四四
計	六、八八七、二〇三	一一、八六六	一、一八六	九、一〇〇、八六〇	一、八四三	一、五、九八八、〇六三	一、四、八八八	一、四、八八八	一、四、八八八
計	五四、八〇〇、〇六八	九四、四〇〇	三、八、四二四、七四五	七、七、八〇〇	九三、二二四、八一三	八、六、七七七	八、六、七七七	八、六、七七七	八、六、七七七
計	五八、〇四九、三一六	一〇〇、〇〇〇	四九、三八七、一八三	二〇〇、〇〇〇	一〇七、四三六、四九九	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇

(註) (1) 英領太平洋諸島とは Fiji, Gilbert & Ellice, Nauru, Norfolk, Papua, Samoa, New Guinea.  
 (2) 其他太平洋諸島とは Hawaii, New-Caledonia, New-Hebrides, Society, Samoa, (米領)  
 (3) 本項中再輸入(一八、三五三磅)を含む  
 (4) 正貨を除く(輸出二、七九五磅、輸入二五、三六四磅)  
 (備考) 濠洲新西蘭統計集彙松商店に依る

第三節 最近の食糧輸出状況

英本國にその生産食糧品を輸出することに依り従来新西蘭は世界最高の生活水準を享受して来た關係上今次の大戦勃發と同時に英國の食糧需要は急激に増大し、一九三九年度の如きは七千萬磅に達し、新西蘭としては空前の大輸出を見るに至り、一方戦局の進展と共に獨逸潜水艦の活動は英國と屬領間の海上交通に大なる脅威を與へられ、新西蘭は英本國に對する農産物の捌口を失ひ従來の最高生活水準も一擧にして最低水準近く迄で低下せざるを得ない状態となり、尙ほ大東亞戦争勃發と皇軍の昭南島占領は一層本國との海上交通を極度に窮屈化し老なる過剩滞貨が國內に山積して其重壓下にあることは想像以上である、同國が英國から完全に隔離された場合第一に經濟上崩潰すべき運命にある。

最近の新西蘭の貿易減退(單位千磅)

年	輸出	輸入	輸出超過
一九四一年	六九、一六二	五〇、五八〇	一八、五八二
一九四〇年	七一、一八〇	四七、九一八	二三、二〇〇
前年比較	△ 二、〇一八	二、六六二	△ 四、六一八

以上領新西蘭の貿易減退は世界戦争の擴大と船舶の缺亡に原因し、特に一九四一年は海外派遣軍維持に要する對外資材激増に依り政府は一九三八年實施せる輸入統制を更に強化すると同時に、チーズを始め高價な牛肉の對英輸出に努力せるも船腹不足と戦争擴大に妨げられ減少を免れず、一九四〇年一月に新西蘭が倫敦に保有せる一千六百六十萬磅のバランスに比し一九四一年一月は二千六百五十萬磅に増加せるも、其後國土防衛用武器購入のため對外への支拂増加により右バランスは爾後減少の一途を辿りつゝあり。



## 第一節 財政

新西蘭の財政は第一次歐洲大戰中好景氣の繼續せる期間は頗る順調であつたが、それは羊毛凍肉及乳產品の如き必需品の主要生産國として新西蘭は戦争による法外の高値時代出現により極度の利益を收得し、軍需品徴發の當初より一九二〇年迄、英國供給省より新西蘭に支拂はれた總金額は一億四千七百八十五萬磅（バター、凍肉、羊毛、チーズ等）であつた、富力が斯くの如く旺んに流入し商業及物價昂騰上、二大原動力となり、一方新西蘭貨幣が英本國スタリングとリンクする爲めに英國に於ける財政經濟の一舉一動が悉く同國に影響することとなり、同時に戦争に惠まれた結果却て不健全なる財政政策と公共事業のためにする借款等により多額の出費を要し、更に歸還兵士授産の爲めにする土地購入に多大の經費を要した、その爲め土地の投機的騰貴と之に伴ふ熱狂的繁榮は一九二〇年頃其の最高調に達し、前記の如き人爲的好況も結局一九二一年に至り戦時品需要の杜絶と共に新西蘭の國內的影響は大小の相異こそあれ世界一般の經濟界と同様で其後一九二九年世界經濟恐慌は他の諸國と同様輸出激減し、從來より巨額輸入せられたる外資の供給も杜絶し、國家收入著減と共に財政窮迫、購買力減退により失業者増加して深なる不況に陥つたのである。

一九三〇年には同國貨幣の對外價值下落して、英貨一〇〇磅に對し一〇八新西蘭磅を示し、其後一九三一年九月頃には不況其の極に達し、會々英國の金輸出禁止の影響は同國金融界を危險に陥らしむるに至り、爲に同國政府は爲替プールを組織して輸出資金は政府の保管に改め、一方特別法を以て官吏の減俸を行ひ、農村救済のため不動産金融の緩和を計り、尙失業救済資金に充當する目的で一般増税を行ひ、内債の低利借替へにより先づ財政の均衡を計ること

に努め遂に一九三三年一月には政府は倫敦向爲替相場を英貨一〇〇磅に對し、新西蘭貨一二五磅となすことに銀行團と協定の上政府は銀行より凡ての英貨資金を一二五磅を以て買入ることとなつたのである。

右の如く新西蘭貨の引下は海外よりの収入増加を主たる目的として行はれ、其後羊毛及び肉類の價格騰貴と一方生産量の増加により國內一般を潤はし景氣回復を促進するに至り一九三五年末外債の現在高二億八千五十八萬磅の多額に上り、人口の割合に重責を背負つて居る、この主なる負擔原因は過去の歐洲戦争の戦時負擔即ち六千二百二十萬磅並に歸還將士に對する報酬等による負債四百十萬磅である、新西蘭の戦時財政問題は濠洲と類似せる點あるも新西蘭は輸入調節によつて不急の外國に於ける消費を節約した點に於ては濠洲よりも理想的に實現されたが然し其結果は國內の消費をも遮斷されたこととなり、七月迄の一ヶ年間の輸出は五千七百七十磅から六千七百三十萬磅に増加し尙一方輸入は五千六百萬磅より四千六百十萬磅に減少となり、國內に於ける不急の支出制限に失敗した原因は一部は確かに次の事實によつて説明される即ち同自治領の戦費の半額以上が國外にて消費されつゝあり、且つ其の資金は英國政府よりの借款によつて賄はれた點である、國內に於て支出された金額中僅か三百六十萬磅が公債に依り調達され尙この外に一千五百萬磅公共事業費として借入れのこととなり、此の金額の一部は強制貸上金によつて收支償はれ、一方政府公債は一般より募集せず準備銀行と各商業銀行に割當てられた。

一九四〇年八月迄に準備銀行の政府への貸上金は七百三十萬磅より二千六百九十萬磅に増加し他方同期間を通じて商業銀行の擔保有量が約五百萬磅膨脹して、之と對照的に一般よりの借入金に對する需要は確實に縮少され、去る八月迄の今年中の純減少高は四千五百四十萬磅の募集に對し七百四十萬磅の割合であり、斯て商業銀行預金七千八百六十萬磅に對し千六百六十萬磅の増大を示し其の増加の原因は殆んど全部が流動資本を代表する準備銀行に五百萬磅以上の残高となり、一方倫敦のバランスは約九百萬磅一九三九年の同期の水準より増加し幾分準備銀行の非常時の膨脹



政策となり、その政策は商業銀行の極端なる警戒政策によつて反對され其の爲に戦争第一年目に於ける新西蘭の卸賣價格一三%の騰貴の原因は比較的穩和な命令であつた爲である。

新西蘭政府の最近の發表に依れば一九四二年の豫算案は戦費一億三千三百萬磅（前年度五千三百萬磅）にて右の中陸軍豫算九千七百萬磅、海軍一千萬磅、空軍一千九百萬磅にて之に對し政府の收入は現在の戦時租稅より二千萬磅、本年及昨年度の文治關係豫算の剩餘より三百萬磅、其他の收入四百萬磅あり、尙政府は英國政府との海外費用讓出協定により四千六百萬磅借入れ、一千萬磅は武器貸與法に依りカバーされ殘額五千萬磅を租稅及び公債に依り讓出の豫定なるも右の中一千四百四十萬磅は

- (一) 附加稅を一五%より三三%三分の一に
- (二) 所得額一磅に對する國防稅を一志より一志六片に
- (三) 販賣稅及び葡萄酒其他、煙草に對する稅を相當額の引上げにより捻出、更に八百萬磅は國民貯蓄及び各省の投資より殘額二千七百六十萬磅は二分五厘又は三分利附戰時公債により賄ふ計畫である。

一九三五年度より三十七年度の歳入歳出の概略を示せば左記の通り

歳入	一九三五年	一九三六年	一九三七年
租稅	二、三、八五八	二、四、八一二	三、〇、七四二
金貨賣却利益金	一、三六四	二、三七一	一、四九
準備銀行關係利益金			

歳出	一九三五年		一九三六年		一九三七年	
	計	内	計	内	計	内
貨料特許使用料	四、四二六		三、八七六		一、三九三	
利子配當	九〇二		九〇四		〇七八	
手数料、罰收	三、六二七		一、三〇〇		一、三七八	
鐵道電信氣宅他	六、三〇二		〇、五〇六		二、八七九	
電氣住宅他	九、四〇二		四、五〇六		二、一八一〇	
住宅他	五〇一		七三		三、二七六	
其他	一、五〇一		〇、六〇二		三、六二九	
社會業	一、五〇一		〇、六〇二		三、六二九	
其他	五八七		五〇二		五八二	
計	四三、九八二		四三、八九〇		五〇、八九八	

歳出	一九三五年	一九三六年	一九三七年
一、股行費	一、四九六	一、四五七	一、七八六
大藏、會計検査、内務其他	四、九二二	二、九五三	二、六八一
戰時其他非生産的公債利子	一、四二二	二、九五三	一、六八一
爲替差損	一、四二二	一、九五三	一、六八一
收關稅	一、〇〇二	一、〇四七	一、一七三
司法係	一、〇〇二	一、〇四七	一、一七三
國防費	一、〇〇二	一、〇四七	一、一七三



合計	公共事業費	一、八三四	二、一七九	二、七一一
	公共事業費	九五六	九九二	一一五
合計	社產公	三、九三八	四、七七四	四、四一六
	社產公	三、四七〇	三、七九七	四、〇二八
合計	年會	三、二六八	三、四九五	三、〇〇六
	年會	二、四八八	二、七九七	二、〇〇三
合計	保教	八四二	八七九	六七〇
	保教	五七二	五九六	四六二
合計	精神病	一三〇	二四六	二六二
	精神病	一〇	四六	四六
合計	土地開發及事業費	二、二九一	一、六六五	一、九四六
	土地開發及事業費	二、二九一	一、六六五	一、九四六
合計	公債、借入金	一、八六六	二、三二〇	一、〇九四
	公債、借入金	二、四六三	三、八〇	一一二
合計	官業	七、八七一	八、二五二	九、一九六
	官業	三、三二一	三、五四四	三、八七二
合計	鐵道費	三、三二一	三、五四四	三、八七二
	鐵道費	九三四	九一八	一、〇八〇
合計	電氣	九三四	九一八	一、〇八〇
	電氣	一八九	七六	三一八
合計	住宅	一八九	七六	三一八
	住宅	一八九	七六	三一八
合計	其他	四一、八八一	四二、六三四	四六、六六一

租 税

歳入に於ける租税の地位は新西蘭に於ける公會計の管理、運用及決算に關する法制は一九二六年の歳入法に包括せられ、公會計の收入及支出は郵政、電信省、保健省等の如き特別會計を除き總て新西蘭準備銀行に於ける「公口座」

なる一口座に於て整理せられ、大藏省に於ける「整理基金」「公共事業基金」及其の他特別會計の帳簿に轉記せられ中央政府の歳入歳出は資本項目及商業的特殊企業を除き總て「整理基金」の項目に於て取扱はる、最近の五ヶ年間の統計は左の如くである。

年 度	歳 入	歳 出	歳 入 超
一九三六年	二六、一七二、三六八	二五、八九〇、五六八	二八二、八〇〇
一九三七年	三一、一四七、一八七	三〇、六七五、一五八	四七二、〇二九
一九三八年	三六、〇三九、四四三	三五、二四八、六二一	七九〇、八二二
一九三九年	三六、五八二、〇四六	三五、七七二、六七八	八〇九、三六八
一九四〇年	三七、九七四、一五九	三七、六五四、八二〇	三一九、三三九

歳入財源中の大半を占むるものは租税收入で次の表に示す如く歳入總額の約八八%に達してゐる。(單位磅)

區 分	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
租税收入(A)	三一、六六二、五〇六	三三、三〇三、七〇九	三二、八〇八、八八八
歳入總額(B)	三六、〇三九、四四三	三六、五八二、〇四六	三七、九七四、一五九
A/B	八八%	八八%	八六%

「註」租税收入中には雇傭振興税、社會保障税及戰時税を含まず。

左記に概略項目別に租税收入狀況を示せば

項 目	一九三八年	一九三九年	一九四〇年
整理基金	一〇、七五八、七三三	一〇、六五〇、四二八	九、九四六、八五八
税	二九%	二八%	二二%







一、新西蘭の金融史

新西蘭總督は植民地の議會に對し新西蘭政府による植民地發券銀行の設立を認むべき布告を提出したとグレイ總督は一八四七年十一月二十五日に發表した。前記の布告は一八四七年十月十六日に通過し議會に於て確認されたものでそれは新西蘭布告十一 Vict. 一六號の「新西蘭政府による植民地發券銀行の設立を認むること、紙幣を發行すること及び個々の紙幣の製造發行を禁止すること」である。Union Bank of Australia (それは或期間の内植民地に於て銀行券を發行してゐた)を除いてはどんな銀行でも紙幣の發行は許されなかつた。そして Union Bk は「發行を止めさせる」との十二ヶ月前迄に通告が總督より與へられる迄は現在の平均數量でその流通を繼續することゝなつた。

一八五〇年六月三日に植民地發券銀行の店舗がウエリントンとオークランドに開かれ現金との交換に一磅紙幣又はそれ以上の額の紙幣を發行した。而してそれは植民地の一般收入並に納税に使用された。

前記の紙幣を提供すればその紙幣の額面に相當する法貨となり紙幣の提供が正當になされた場合に總額二磅以上に對しては同額の貨幣の提供として法律上有效であることが明示されたのである。

支拂準備に關しては、

- (1) 流通期間中の紙幣の四分の一は常に現金として手許に準備する事。
- (2) 残餘は即ち總督が得策と認めた量は流通期間中總督の指示により又は監督の下に確實にして充分な安全性のある利子で投資されたり又は貸付けられたりする。

尙週報及年報は發行されることになつて居た。

一八五四年六月十三日に下院は次の如く命じた、即ち銓衡委員會は現在の發券銀行を繼續するか或は何らかの變更を行ふべきか又は之に代るべき政府銀行を代理せしむることが理想的であるかを取調べ且つ報告すべきであると委員會は一八五四年六月二十八日に次の如く報告して居る、即ち先月の統計表に依れば發行額は次の如である。

ウエリントン 三二、八四二磅  
 オークランド 七、四八一磅  
 合 計 四〇、三二三磅

發券銀行は紙幣に對して次の如き正貨と有價證券とを準備し、後者は英國資本に屬して居た。

(磅)

	有價證券	正貨
ウエリントン	一五、〇〇〇	一七、八四二
オークランド	一、〇〇〇	六、四八一
計	一六、〇〇〇	二四、三二三
	四〇、三二三磅	

一八五四年七月五日迄に九六五磅の利益に對し六二五磅の純損失を示し總計一、五九〇磅であつた。

オークランドの一般は決して此の紙幣の流通に對しては賛成したのではなかつたのである、即ち一般に金貨を好んで紙幣を彼等の取引に使用することを好まなかつた様である。と委員會は報告して居る。紙幣の流通高の飛躍したる主なる原因は政府の支出であつた。特にオークランドに於ては發券銀行の取引は殆んど全く植民地出納官及 Union Bk.に限られ即ち一方金で支拂をなすこと他方金を引出すことである。



ウェリントンでは銀行は常に可成の信用を維持して居た様である、その流通高はオークランドの殆んど五倍位であつてその差異は兩地の需要に對して餘りに不釣り合ひなので幾分の反對者があつた。

「植民地商業はその作用が創造的にして廣大でなければならぬ所の通貨又は價値の代表物を必要とする」との信念のもとに委員會は發券銀行の廢止を次の如く勸告してゐる。

即ち「何となればこれらは専らその紙幣を發行する政府銀行の存在は自由商業的企業にとつては有害であるとの意見であるからである。然し彼等は植民地の金融業務の混亂を急激に引き起すような直接的廢止を勸告しようとしなが自然的に消滅することは承認することが出来る。

一八五六年四月二十九日下院は更に發券銀行の議題に關して「べき證言を命じた、審査を受けた唯一の證人はオリエンタル銀行の一監査役であつた。彼は當然紙幣の發行を含む銀行業務と言ふものは私的競争に委すべきであるとの意見を持ち且つ紙幣發行と其の利益のある特權は銀行をして植民地での起業を誘導するであらうと述べた。

委員會は「此の植民地に於ける銀行の運用を擴大するために、便宜を與へることは必要であり又現存する妨害物は何でも出来るだけ早く取り除かねばならぬ。而してそのためには個人銀行の紙幣發行の禁止を直に取消すべきである」との意見であつた。一八五六年に銀行紙幣流通法が通過した。それは王室の特許狀を與へられ新西蘭國內での銀行業務を行ひ且つ紙幣を發行し流通させる特權を與へられた。

新西蘭ではその國土の正貨か又は他の流通に適當なる正貨で支拂が出来ることになつて居る、オーストラリア聯合銀行に依る紙幣發行を新西蘭に於て總督が公認したことは法律上合理的となつた。此の法令の下にオリエンタル銀行も其の紙幣を發行された。

そして一八五七年末には發行高は次の如くであつた。

ユニオンバンク	六三、三八六磅
オリエンタルバンク	四、〇〇八磅
計	六七、三九八磅

二、新西蘭準備銀行

其後新西蘭の貨幣制度は一九三三年末に新西蘭準備銀行法が發布せられ、それに依り發券銀行として新西蘭準備銀行が一九三四年八月一日に開業せられ從來六個の商業銀行に依つて發行された銀行券が廢止せられ獨占權を同行が持つに至つた、以前は民間株主も有したるが一九三六年準備銀行法改正に依り事實上國有となり、更に一九三九年の改正により政府統制が一段と強化せられたのである。

一九四〇年二月五日の同行貸借對照表は次の如くである。

資 本 金 (一般準備基金)	一、五〇〇、〇〇〇磅
銀 行 券	一八、一四一、〇〇〇磅
其他要求拂負債	
政府關係	五、五七九、〇〇〇磅
銀行關係	一四、二八〇、〇〇〇磅
其他	一一一、〇〇〇磅
其他負債	八〇七、〇〇〇磅
資 産	



準備

金	二、八〇一、〇〇〇磅
磅爲替	九、二四二、〇〇〇磅
補助貨	一六〇、〇〇〇磅
國家貸上金	
酪業勘定	三、七八九、〇〇〇磅
其他	一〇、九一〇、〇〇〇磅
投資	三、三六二、〇〇〇磅
其他資産	一四三、〇〇〇磅

(註、銀行券及其他の要求拂、負債に對する準備率三一・六%)

準備銀行の評議員は總裁、副總裁、洲代表三人の重役、株主代表四人の重役を以て組織され、更に議決權をもたない職權上大藏省官吏が列席された。

總裁、副總裁の任命が最初に行はれ三取締役は評議會に於いて總裁より任命され四株主代表(取締役)は其後株主に依つて選ばれ取締役會の推薦により重役會に於いて總裁から任命され、更に如何なる提案に對しても委員の議決はその確實なる投票の過半数に從つて決議されることとなつて居る。

總裁は第一回の株主通常總會に於いて次の如く述べた、即ち準備銀行は常に政治的色彩のないことを理解せねばならぬ、委員は政府の通貨政策に對する窮極の責任は今日の政府が負はねばならないとの見解は承認するが、然し通貨問題に關して公平な忠告を政府に對してなすこと及び銀行に委託された業務の實行に當つて銀行自身の判斷をなすこと

とは銀行の義務であることを主張するものである。

準備金

發行券の準備に對し、準備銀行は其の紙幣發行高と要求拂負債の二五%以上の最少限度の準備金の構成に就いては新西蘭準備銀行法の第十七條に次の如く規定されてある。

該條の準備の意味は單に次のものを含む。

(一)銀行所有の金貨並に金地金

(二)英貨爲替手形(期限三ヶ月以内にして確實なる二名以上の記名調印したる倫敦支拂の手形) 英蘭銀行預金、大藏省證券(三ヶ月以内期限のもの) 無制限に銀行の所有し得る純金爲替(以下本項にて斯く定義す) 若し之が當該國にて法規に依り一定價格を以て輸出可能の金に交換され得る場合を………含む。

本行の所謂「純金爲替」なる語の意義は次の通りである。

A 當該通貨流通國の中央銀行に有する貸方殘高

B 新西蘭貨以外の債務を控除せる金貨拂爲替手形にして期限三ヶ月以内少くとも二個の確實なる裏書あるもの

第十八條 最少限準備の最低限度を規定するものにて同行重役會より文書を以て要請ありたる場合には大臣の定むる三十日を超へざる期間大藏大臣に依つて準備に對する制限を一時解放さるべきも更に許可さるべき追加の延長期間は一回十五日以上に涉らざることに規定さる。

同行保有の準備が法律の認むる最低限度になりたる場合は不足額に對し左記割合の累進税を支拂ふことを要す。



A 準備が二割五分以下に減じたる際は年一分課税する（不足に對し）  
 B 準備が二割以下となりたる際は一分の税金に尙一分半加徴され總計年二分半を徵求する。

新西蘭準備銀行に保有すべき残高に關しては第四十五條に於て準備銀行の營業開始したる後一年内に凡ての銀行は準備銀行に各行の新西蘭内に有する要求拂債務の七分より少からざるもの且つ諸行より提出されたる前月表に示されたる新西蘭に於ける期間貸の三分を下らざるものを銀行券以外に有すべしとされ組合銀行の準備は金、英貨又は準備銀行券又は重役會の承認ありたる準備銀行に投資權能を與へられたる政府又は其他の證券より構成される。

「地金及鑄貨に對する取締」

地金銀の出入に關しては何等制限なきも金塊のみは輸出税あり。金貨輸出は一九一四年以降制限を受け現行のものは一九三四年十二月七日發布せられ、大藏大臣の文書に依る許可ありたる外金貨の輸出は禁止せらる、一九三三年七月二十一日付命令（Order in Council）に基き銀貨の輸出入は關稅大臣の許可ありたる場合を除き禁止せられ、左記一九三二年七月二十日附命令（Order in Council）の規定に基くものである。

A 新西蘭に入國する者は二磅以上の銀貨を持參せざること。

B 新西蘭より出國する者は二磅を超えざる銀貨を携帯し得、但し英國、愛爾蘭に直航し途中轉船せざる者は五磅を携帯することを得。

一九三五年七月二十三日附命令に依つて銅貨の輸出は關稅大臣の免許ある場合を除き禁止された。

「金」

準備銀行保有に係る金貨は準備銀行法第十五條第二項に遵ふものにして左記の如し。

前項に基き又は今後發布さるべき布告によつて總督の定むる期間内に新西蘭國內にて營業する凡ての銀行は準備銀行券と引換に又は其銀行に對するクレヂットに對し其所有せる金貨又は金塊を其勘定にて準備銀行に引渡され、金は政府、準備銀行何れによつても打歩にて買入れらるゝことはないのである。

三、新西蘭銀行 (Bank of New Zealand, Ltd.)

國內銀行には代表的に一八六一年に創立された新西蘭銀行あり、濠洲聯邦の如く純粹の國立銀行は設立せられず、同行の組織は半官半民的で政府が其大株主となつて居た。更に法令を以て銀行再整理法が制定され、其結果政廳對銀行關係を一層密接ならしめ重役は全監査役及び六人の取締役中四人迄は大藏省に任命權があり、政府の監督が相當有力である。

本店は Wellington に、尙島内各地には多數の支店出張所があり、濠洲には Melbourne, Sydney の二個所及 Fiji, Samoa, London に支店が設けられ農業者其他に對する長期抵當貸付をなす爲め同銀行内に特別の課が設置され此種の貸付は從來は Government Advances to Settlers Department で取扱はれて居つたが同金融目的達成のため資本金の四分の一を長期抵當貸付株式として資本が作られ且同課は資本金の三倍迄の長期抵當貸付券發行により資金が賄へることとなつた。

同行資本金の構成は左の通である。

資本金（一九四〇年三月末現在）

第一 優先株	(政府出資)	五〇〇,〇〇〇磅
第二 優先株	(同)	一,三七五,〇〇〇磅
長期抵當貸付株式 (C)	(同)	一三四,三七五磅



同 (D) (同) 四六八、七五〇磅  
 普通株式 三、七五〇、〇〇〇磅  
 合計 六、三二八、一二五磅

四、新西蘭ナショナル銀行 (National Bank of New Zealand, Ltd.)

一八七二年に設立され本店は倫敦にあり島内には多数の支店を有し主として商工業に融資して居り同銀行の成績も亦多年全く滞りなき發達を遂げ盛大なる植民地銀行業の最好適例中の一に属する。  
 同行一九三九年三月末の貸借対照表下記の通り。

負債 (磅)		資産 (磅)	
(公稱資本)	六、〇〇〇、〇〇〇	正貨、地金	二、一五六、五八五
拂込資本	二、〇〇〇、〇〇〇	投資	二、三二二、七九三
準備金	一、〇〇〇、〇〇〇	受取手形	四〇九、七二八
貨幣準備	五〇〇、〇〇〇	割引手形	三六五、四六〇
預金	一三、二九八、三八五	貸付金其他	一、九二一、七四九
支拂手形並ニ負債	一、三二一、五七一	未達送金	四四九、〇九八
損益金	一五五、一七三	建物其他	六四八、七一六
合計	一八、二七五、一二九	合計	一八、二七五、一二九

五、其他の商業銀行

銀行名	資本 (磅)
Bank of Australasia	4,500,000
Union Bank of Australia Ltd.	4,000,000

銀行名	資本 (磅)
Bank of New South Wales	8,780,009
Commercial Bank of Australia	4,117,850

前掲の四銀行は濠洲系の商業銀行にして新西蘭準備銀行を除く六行の一九三九年末勘定は左の通りである。

拂込資本金 二九、七二五、四七五磅  
 積立金 二四、〇〇〇、〇〇〇磅  
 負債 (註) 七五、九七八、〇〇〇磅  
 資産 九六、一〇九、〇〇〇磅  
 資産 七二、六四八、六六四磅

(註 新西蘭内取引に関するもの)

尙以上の外に郵便局と五つの貯蓄銀行あり、郵便貯金は一九四〇年三月末五千八百萬二千磅貯蓄銀行の預金總額は一千三百九十萬七千磅である。

六、保險事業

新西蘭には政廳と私設會社が相協力活動して居る保險事業がある政廳保險部以外に約十個の會社が新西蘭にて生命保險業を經營し其の中でプロウキデント生命保險會社は純粹の國內の會社である。

- Australian Temperance and General Life Assurance Society, Ltd.
- The Australian Mutual Provident Society, Ltd.
- The Colonial Mutual Life Assurance Society.



The Mutual Life and Citizens Assurance Co. Ltd.

The National Mutual Life Association of Australasia. Ltd.

は名の如く皆濠洲に本社を有してゐる。

Norwich Union Life Assurance.

The Yorkshire Insurance Co.

の二社は英國に本社を有して居る、プロツキデント生命保險會社及濠洲會社中四社は普通保險業に併せて他の産業を營んで居る。

上記の諸會社の多數は新西蘭政廳保險局と同様に傷害保險をも營む、新西蘭には英國に本社を有するものを含み總數三十三の傷害保險會社がある。

政廳保險部の傷害保險事務は一九〇〇年の勞働傷害補償法の制定によりて傭主に課せられた責任に伴つて一九〇一年に開設されたのである。人體傷害保險證券は民間保險會社と等しく政廳保險部によりて傷害より起る死及び永久的、全體若くは部分的の不具、又は一時的の不具期間中毎週拂手當金等の危険に對する填補の爲めに發行せらる。

七通 貨

新西蘭の通貨の單位は磅(£)で表はされ一磅は二十志(S)一志は十二片(D)に區別されて之は一八七〇年英國貨幣法によつて決定されたが一九三三年新西蘭立案の貨幣制度を英國と區別する目的を以て新に新西蘭貨幣法が發布されるまで英國と同様であつた。尙金貨は發行高から回收され其後新西蘭準備銀行によつて銀行券の發行が獨占せられ、同行が一九三四年八月一日開業する以前は六つの商業銀行が各々銀行券を發行され、其種類は百磅、五十磅、二十磅、十磅、五磅、一磅、十志であつた。統一後の準備銀行券の種類並に一九三五年九月十日現在の發行高は下記

の通りである。

Notes of the Reserve Bank of New Zealand.

Denomination	Denom. in inches	Amount
50 pounds	7 by 3½ inches	£ 301,700
5 do.	d.	39,175,515
1 do.	do.	4,064,712
10 shillings	d.	58,152,000
Total		£ 8,938,483

硬貨には銀貨と青銅貨とあり従來は英國の硬貨が法貨として流通し、此の外法貨に非ざるも濠洲硬貨も少量流通し其後一八七〇年の英國貨幣法が一九三三年の新西蘭貨幣法により變更せられ、單位名は英國と同一で新硬貨の銀貨は一九三三年に發行され、其種類並に一九三五年末現在の流通高は左記の通りである。

Coin of New Zealand.

Denomination	Metal of chief value	Fine-ness	Gross Weight		Silver Content		Diameter (m.m.)	Thickness (m.m.)	Amount
			Grams	Grains	Grams	Grains			
Half Crown (2½s)	Silver	0.500	14.1380	218.1818	7.0690	106.0909	32.50	2.41	£ 666,500
Florin (2s)	do.	0.500	11.3104	174.5455	5.6552	87.2727	28.50	2.41	£ 5,050,000
Shilling (1s)	do.	0.500	5.6552	87.2727	2.8276	43.6364	23.59	1.91	£ 354,000
Sixpence (6d)	do.	0.500	2.8276	43.6364	1.4138	21.8182	19.40	1.65	£ 179,000
Threepence (3d)	do.	0.500	1.4138	21.8182	.7069	10.9091	16.25	1.14	£ 150,000
Total									£ 1,920,000



一、新西蘭の經濟事情

新西蘭が現在の經濟發展を招來する迄には幾多の變遷もあり、時には政策の失敗もあつたが各般の社會施設の進歩は他國に其の比を見ぬと謂はれ、其の輸入額の國民一人當りは實に世界に冠たりと稱せられ、兎も角も現在に於ては四十時間制度より最低賃銀制度、低額收入者に對する國家の住宅建設等に至る迄各般の社會政策を實行し國民の安住と失業の防止とに努めて居る。

新西蘭の重要輸出品たる羊毛、バター、チーズ及び冷凍肉類等の賣上代金を倫敦に置いて其の基金より各種製造品の輸入及び英國に對する公債元利の支拂等に充當しつゝあるが普通年額の輸出超過約一千萬磅を有し倫敦基金は常に四、五千萬磅を維持しつゝあり、現労働黨政府が國民黨政府より引繼ぎを受けた一九三五年末には倫敦基金は四千七、八百萬磅であつた、一九三八年には二千萬磅に減少したのである、然るに同年ソーシヤル・セキユリテイ・アクトが議會を通過して該法實施のために多額の經費を要し右の倫敦基金は更に一躍一千萬磅に激減した。

尙該法案實施の爲めに多額の課税が行はれ、爲めに資本が英國及び濠洲方面へ逃避したのである。此の時新西蘭準備銀行は各商業銀行に對し爲替の操作を行つたらしく海外送金は時々圓滿に行はれず、倫敦基金は依然として低下を辿り且失業救済の意味の公共事業費は相當額を示し新西蘭の財政は危険に陥つたのである。

政府は一九三八年十二月五日附總督令で輸出入許可制限及爲替管理を突如發表し、倫敦基金の減少に基き右手段の必要なることを政府は強調して新西蘭に於ける第二次的産業（製造工業）の開發と輸入制限と同時に國産品によつて需要を充す方針なることを言明した、輸入制限は當初より各方面の反對あり、其の實施の結果を見るに制限が餘りに廣範圍に亘つた爲め、原料の輸入杜絶し政府の企圖した第二次的製造工業も思はしく實行し得ず、或品物は労働維持

上絶對に必要なために緩和されたものあり、他方倫敦基金は輸出期（十一月頃より四、五月迄）を過ぎても約百萬磅を増したのみで其理由は原料品の輸入が相當に多く既約品の輸入代金支拂がある爲めと言はれて居り、又一方羊毛、バター、チーズ等の輸出品の價格低廉のため前年程の收入を得ることの出来なかつたことも大なる原因である。從來労働黨内閣は公債は累を後代に及ぼす故に絶對に起債せずと豪語したるも、實情右の如き状態となつた爲め遂に我を折り一九三九年五月公共事業費として四百萬磅の内債を募集したが、更に大藏大臣ナツシュ氏は財政的の善後策を講ずる爲めに倫敦に赴き一九三九年末に支拂ふべき千七百萬磅の支拂猶豫と別に國防費其他の借款千六百萬磅の借入れを申込んだと報ぜられたが之に對し特に英蘭銀行總裁が人口百六十萬に過ぎざる小國に右の如き巨額の信用を與ふることは問題なりと云はれ、新西蘭ナショナル銀行總裁（在倫敦）は同じく政府の政策を非難して居るが、同自治領自身の問題とは別に英國の輸出不振と失業者の増加を來す虞あるため、政策の善悪は別問題として或る程度の信用を與ふべしとの意見にて結局ナツシュ氏は國防費として九百萬磅の借款に成功したと謂れたが、右は英國より輸入する軍需材料の代金に對する信用供與が五百萬磅で残りの四百萬磅が純商業用の信用であり是れ英國よりの輸入品に對する信用供與に過ぎないのである。

二、新西蘭市場の特殊性

原住民はマオリ族八萬四千人あり他の九四％は英系の白人で人口稀薄なるが購買力多大にして比較的高級品の市場であり、住民は前述の如く主として牧畜業及農業を營み羊毛、肉類、バター、チーズ等の輸出一九三九年度に於いて八億圓内外、輸入品は多く製造品で約七億圓あり人口當り自動車の数に米國に次で世界第二位と謂はれ生活程度高き爲比較的高級品を輸入するが本邦製造家は新西蘭が我が南方に位するため濠洲又は蘭印、印度、南阿、中南米市場の如く多數低級土民の需要を主とする市場と誤認して、從來日本より粗悪なる低級品が輸入せられ、其都度取引上の紛



議を生じ賠償を失墜したことは誠に遺憾である。

一九三八年本邦總領事館がウエリントンに開設された後も此の種の紛議は屢々目撃され且つ本邦品はラビツシ（肩物）の世評依然として横行せる有様で、本邦輸出業者並に製造家の今後共猛省を促したい點である。然るに他方新西蘭は購買力が旺盛なる爲め高級品のみの輸出を企圖する極端な議論もあり歐洲方面特に英國より輸入多きは事實であるが之に對應して本邦よりも高級品の輸入可能なるかは實際上亦問題である。新西蘭一般の空氣並に實情を見るに彼等は傳統的に高級品は英國より輸入し本邦品は格安なるが爲に輸入せらるゝ觀念が相當根強く國民の平均購買力は高いが矢張り格安品を要求する階級が多数あり、邦品賠償の失墜は之を今後改善の必要があり、一方之を高級品のみに集中することは机上の空論で高級品の進出紹介は今後共努力を要し、且つ本邦には高級品の製造不可能であるとの一般的觀念の打破すべきこと勿論必要であるが現實の問題として最も需要多き中流品に重點を置き輸出を奨励することが適切である。尙商社の大多數は新西蘭人即ち英系人で外國人少なく、従つて取引方法も大體英國式で、信用狀發行を普通とし、從來より多量のストックを持つ習慣あり、取引堅實にして一旦取引開始せられ、信用を得れば堅き地盤を獲得することは容易である。

### 三、戦時下のニュージーランド

労働党内閣は國家社會主義の傳統的繁榮策と恐るべき程度の國家統制機關を繼承して一九三六年より三九年の平和時代の四年間は繁榮の軌道に沿つて進んだがその結果購買力を上げる爲めに計畫を企圖し、更に又國家統制を大擴張することにもなつたのである。

例へば貨銀は不景氣前の標準に復活するし強制的仲裁裁判所が復活され、労働組合への強制加入によつてそれが強化せらるゝこととなり土木事業費は擴大され、新しい中央銀行新西蘭準備銀行は以前は半國家的機關であつたが全部

國家的機關となり、政府財政の直接手段として利用されることとなり、一方工業能率法が發布せられ從屬的な工業活動は政府指導下に置かれることとなつた。

一九三九年九月には政府の方針は對英援助が第一目標と見做され政府は著しく廣汎な權力を戰爭目的のため採るやうになり、獨逸の佛蘭西侵入後一九四〇年六月に於ては議會は政府に對して徴兵權のみならず適當と認むる場合は資金財産工業迄も統制する權利を與へるに至つた。

新西蘭の人的資源と物的資源に關する英國との軍事協力に就ては資源を缺く爲に之を支援せんとしても甚しく制限されるのである。

同國は基礎的な鐵鋼業を缺く爲めに海外の機械化戰爭に對しては其資源上殆んど貢獻し得ないのである。佛蘭西の敗北後軍需品の現地製造組織が行はれ多大の努力を拂つて自國防衛が強化され、英國に對する軍事上の貢獻は裝備機械の點よりも人的資源に存する、多年同國は飛行士を養成して英吉利空軍に送つて居たが大戦勃發以來毎年三千名の飛行士を送るために種々の計畫をたて更に亦一個師團の遠征軍と特殊部隊を英吉利に提供して居る。既に七萬一千名が生産部面より軍隊に徴用されて居るが之は百六十萬の人口より考ふるときは相當の數にして從來同國の一般に對する貢獻は食料と原料の供給殊に羊毛の供給に存するのである。

新西蘭は今や全島戰時色一色に塗り潰され徴兵令は大戦勃發と同時に實施せられ、民間飛行機は殆ど全部徴發され、ガソリン其他輸入品は極度に制限を受け、且つ銃後の不安を無らしむるため不當に贅澤な年金制を實施し又、バター、肉類等を續々米國へ送つて軍需品の支拂に當てゝゐる。住民が殆ど英人一色であるために本國に對する敬慕の念が深く、而も面積廣大、人口稀薄にして自立困難なる状態であるから、精神的にも物資的にも本國依存の度が著しく強く、最近本國が益々危険となり、尠くとも英本國との連絡が日一日と困難の度を加へ剩へ身近かに危険を感ず



るに至つた結果俄然對米依存に轉向して新西瀝自身の安全保持に汲々として居る。

七〇

#### 四、新西瀝の電力問題

實際新西瀝は將來一大工業國となり、各種産業に對し其の人口を使役するに特種の便宜を有する、當邦には無限の水力があり、之を容易に電力に轉化して以て或は鑛産物、或は商業的貴重原料品の農産物に對し低廉に加工することを得べく、又其他の天産資源を利用し得るのである。

北より南に連れる山脈は本島の高い背骨を成して居る。之により無數の泉を發し、泉は聽て小川を成し一方は西、他方は東に流れて海に注げる幾多の河川は謂はゞ本島の肋骨を成す、北島に藏する水勢は將來六百年の使用にも盡きないと謂ふ。又南島アルプスの嶄々たる連山よりして起用し得べき水力も亦廣大にして、總計七千を算する原動地點から起し得べき三、八二〇、〇〇〇馬力の水力は他邦に比類なき程の安價を以て電力供給可能の見込がある。新西瀝は從來主として採鑛、政廳經營の水車、又中部オタゴ、南部西部の海岸等に於て含金地層の灌漑、水力發動、鑛石の粉砕、冶金等にワイヒー金鑛會社 (Waihi Gold mining Co.) 並びにカニエリー、フォクス動力會社 (Kaniere Forks Power Co.) の水力發電所などの頗る局限された方面の使途に供せられ二個の國營、十四個の市營、五個の私設、合計二十一箇所の發電所を有して居るが、一般公衆用となるべき電力は僅々四八、〇〇〇馬力に過ぎないのである。

官憲に於て水力を一般公衆の用途に裝設する試みをなしたのは一九〇七年ダネデン (Dunedin) 市廳が同市を距る三十二哩の地點をトして、ワイポリー (Waipori) 河畔に二、六〇〇馬力の發電所を設置したのが嚆矢である。

一九〇八年に水源利用權は總て政廳に歸することとなり、三年後に當局では更に積極の方針を執り先づ試驗的に南島のコールリッジ (Coleridge) 湖畔をトし北方カンタベリー (North Canterbury) 地方一帯に低廉なる電力供給の目的を以て五八、〇〇〇馬力の發電所を設置し、配電所は現場より六十五哩を距てたクライトチャーチ市に置かれ、

國務省が直轄して發電、配給、對官衙、會社、個人の契約、蒸氣力改廢に對する地方當局並に使用者との金融問題等を取扱ふ事となつた。

電力應用が人間の活動を如何に多様に又有効に助けて居るかを立證するが中にも特に農業に於て顯著である。ワイマირ (Waimairi) エイア (Eyre) ハルスウェル (Halswell) パパルア (Papara) 及スプリングス (Springs) 等の邊鄙な地方でも驚嘆に値する程農夫の勞役を低減し、且つ搾乳生産を増進する爲めに有益に之を應用して居る。

搾乳會社ではクリーム採集に電力を用ひ又貧弱な農家さへ乳牛に電機を應用して搾乳を行つて一般に此の調法なる動力の恩澤に浴して居る。今や燃料費の節約となつた。五十磅の價格を電力でなす所石炭を以てすれば七倍の三百五十磅を要する。例へば麥粉製造に噸に付一志二片で事足りるのであるが、恐らく他に比類はあるまい。勞銀を節し、生産力を増し、隨つて一般財産の價値はよくなる蓄電自動車の使用者が遽かに殖えた。現存の産業は悉く電力の恩恵に浴し、新事業は益々其數を加へる。

目下全島到る處都鄙の別なく、電力供給を需むる聲が高いので、政廳は大々的に全島の水力資源起用の計畫を進捗し以て民衆の需要を充分に補足せんと期して居る、現在新西瀝に日夜無駄に奔流して居る幾百萬噸の水勢は久しからずして電力に轉化されて至極低廉な供給を實現さるゝであらう。

以 上



参考文献

- 一、大百科事典
- 一、新西蘭の産業
- 一、東亞經濟事情 昭一七、三
- 一、最近の新西蘭羊毛事情
- 一、彷徨へる濠洲及新西蘭
- 一、財政 政 昭一七、六
- 一、新 亞 細 亞 昭一七、七
- 一、南 洋 昭一五、一一
- 一、世界各國貿易統計
- 一、濠洲新西蘭統計集
- 一、Handbook of Foreign Currencies, P145.
- 一、Colonial Currency, P238.
- 一、The Banker Jan. 1941, P48.
- 一、南洋及大洋洲各地經濟金融一覽

平 凡 社

- 臺灣總督府官房調査課
- 日本銀行調査局
- 兼 松 商 店
- 神戶商工會議所
- 大藏省財務協會
- 滿鐵東亞經濟調査局
- 南 洋 協 會
- 外務省通商局
- 兼 松 商 店

臺灣銀行東京頭取席調査課

參 考 附 圖



參

考

文

一

新


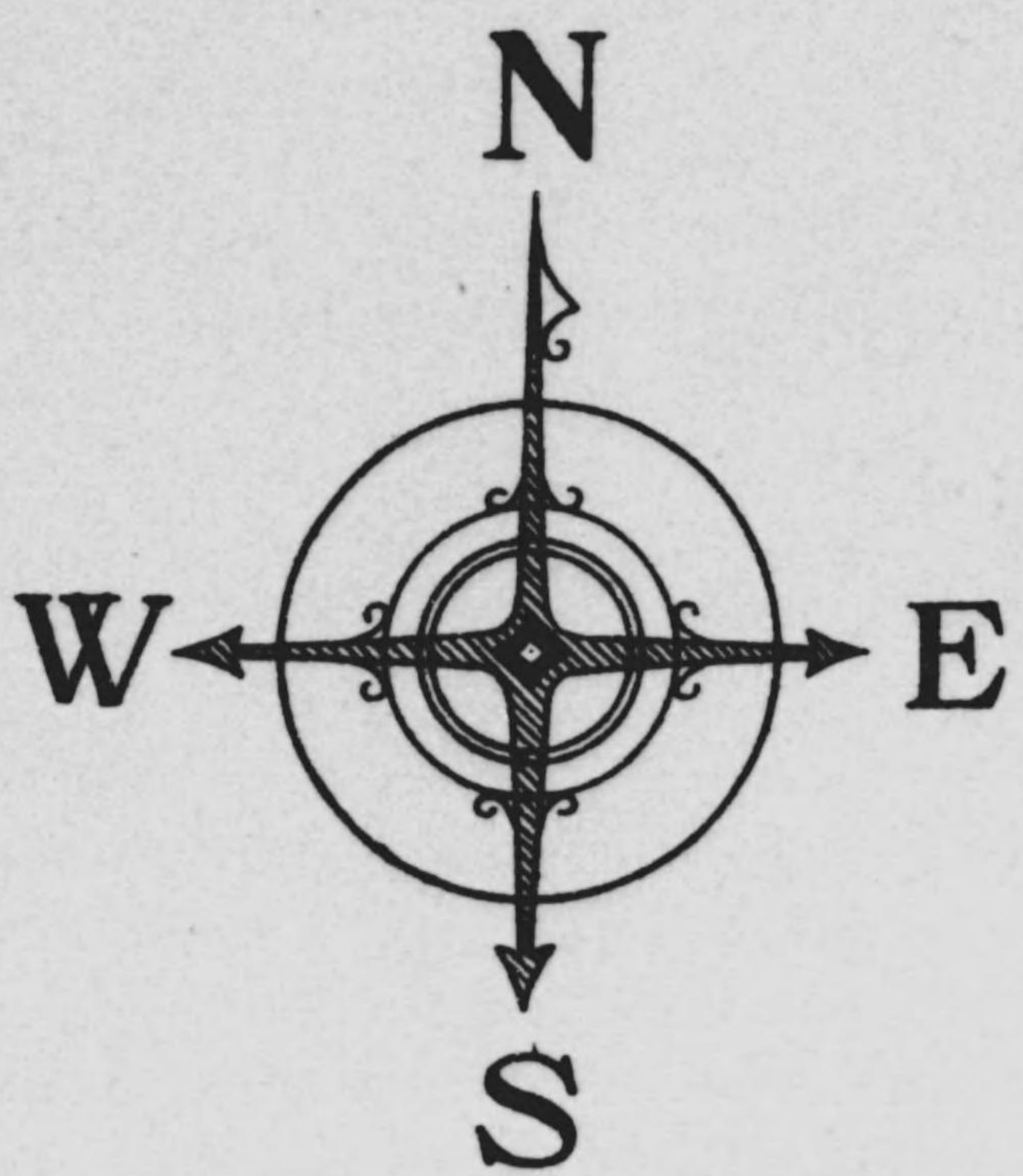
一

大

一

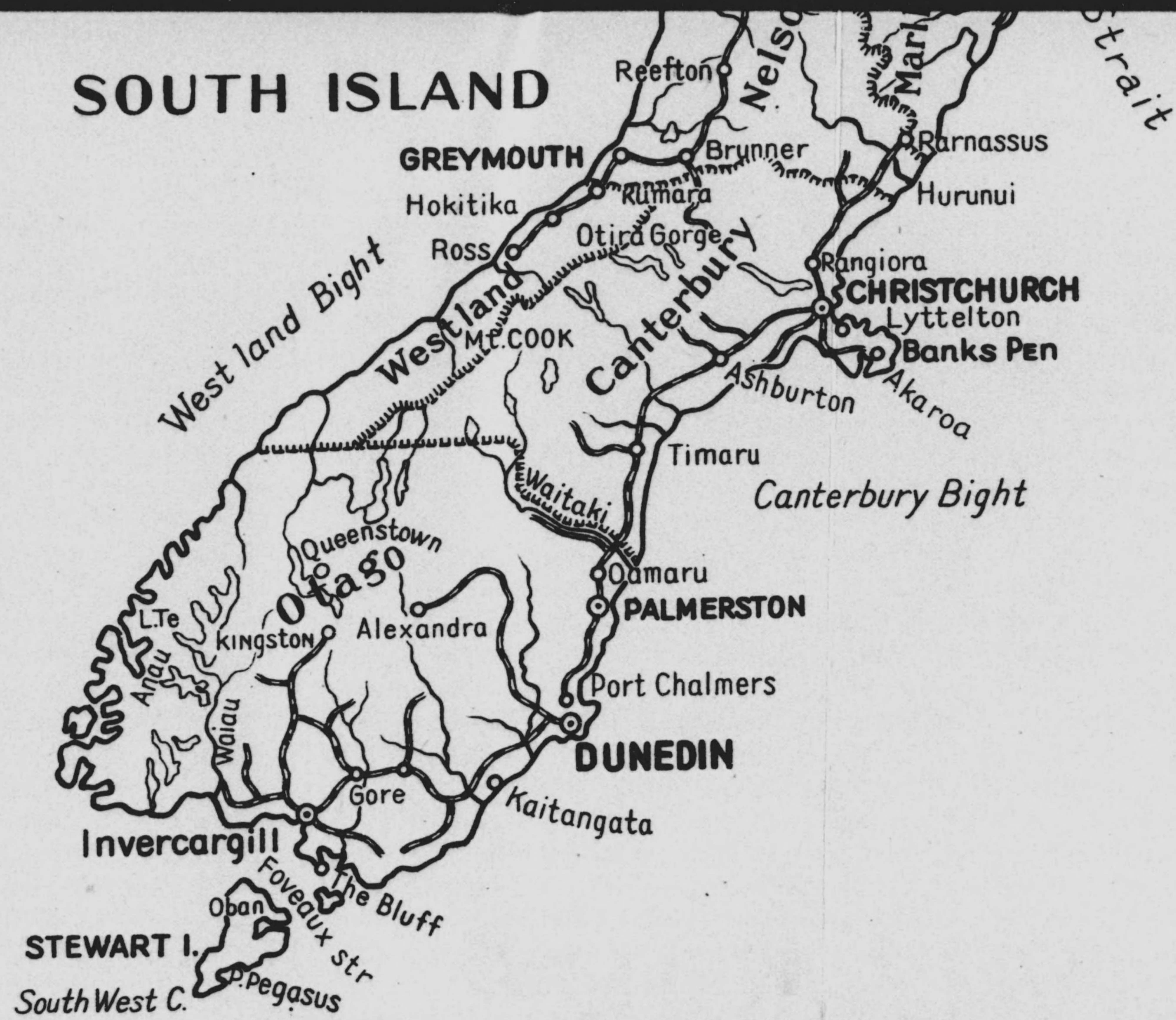


# NEW ZEALAND





# SOUTH ISLAND



P  
A  
C  
I  
F  
I  
C  
O  
C  
E  
A  
N



昭和十七年十月廿七日印刷  
昭和十七年十月卅一日發行

【非賣品】

編輯兼 發行者 臺灣銀行調查部  
代表者 莊司由彥  
東京市麹町區丸ノ内二丁目二番地  
印刷者 星野憲一郎  
東京市京橋區新川二丁目一番地  
印刷所 合名 會社 うつき商店

(東京 487)









製本控

933	國	411	號	年	月	日
新西蘭總代理						
備考	冊					



933  
17

